

最近の図書館をめぐる動向 2022



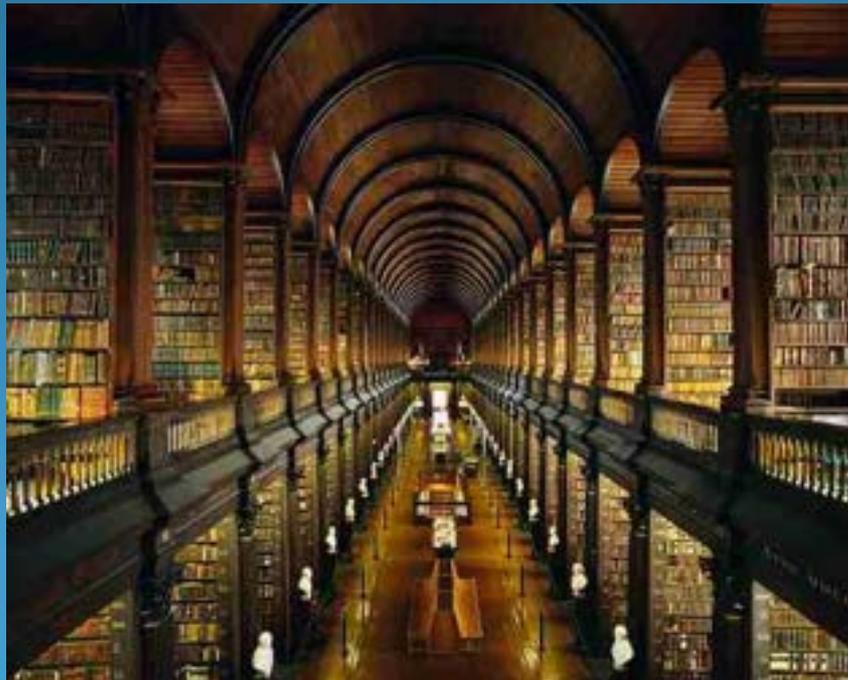
三村（葉山）敦美（元座間市立図書館）
公益社団法人日本図書館協会 認定司書 第1080号

今日のメニュー

- 図書館とは
- 「場」としての図書館
- 図書館の職員問題
- 認定司書
- 指定管理者制度とは
- 新型コロナと図書館
- 出版界の状況

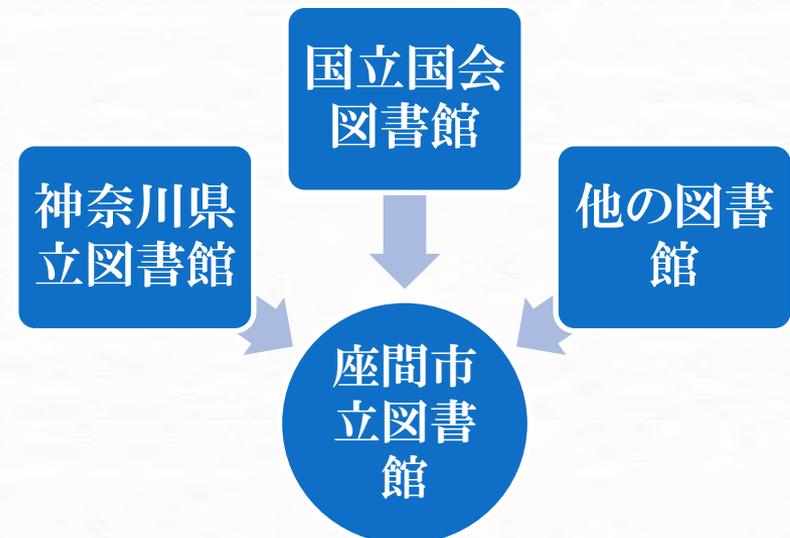


図書館とは



公共図書館って？

- 公共図書館は、社会基盤のひとつ
- 図書館の3つの機能
 - 提供機能・保存機能・教育機能
- ネットワーク化
 - 必要な資料を取寄せ
 - みんなで回答



公共図書館発展の方向性

<方向性>

・ 限定期



大衆化期



情報化期



社会基盤期

<図書館の利用形態>

・ 閲覧型



・ 持帰り型



・ 持帰り・在宅型



・ 滞在・在宅型

<社会形態>

封建社会



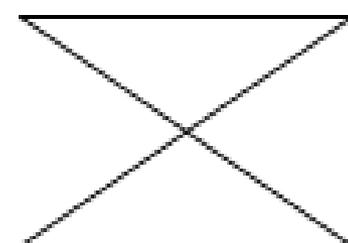
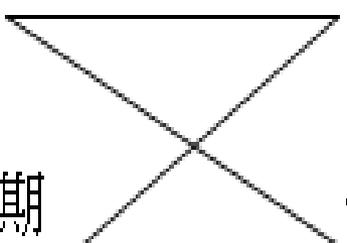
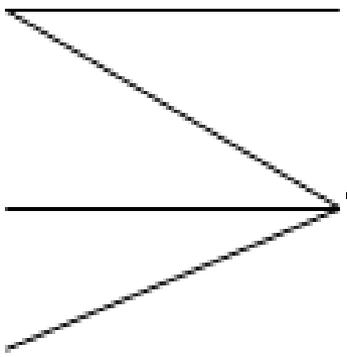
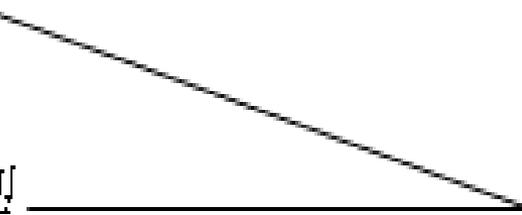
資本主義社会



情報化社会



知識社会

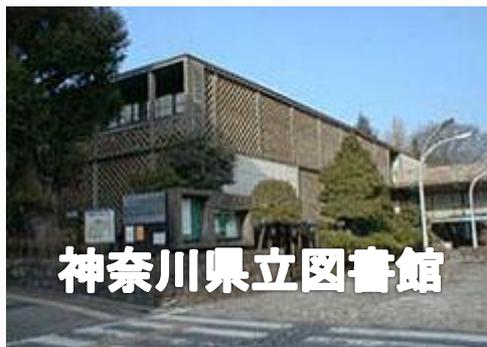


なぜ図書館が社会基盤なのか

公共図書館を中心(“ハブ”)とした地域公共ネットワークとは、地域内の多種多様な情報資産(人、資料、情報、組織等)がするために形成される、豊かな情報利活用や情報共有を実現する**社会基盤と位置づけている。**

『地域の情報ハブとしての図書館(課題解決型の図書館を目指して)』文部科学省 平成17年

つながることが図書館の強み



こんな資料も・・・

言語(Language):

National Diet Library Digital Collections
国立国会図書館デジタルコレクション

すべて ▾

検索 🔍

> 詳細検索

インターネット公開 図書館送信資料 国立国会図書館内限定

コレクション

> 一覧

- > 図書
- > 雑誌
- > 古典籍
- > 博士論文
- > 官報
- > 新聞
- > 憲政資料
- > 日本占領関係
- > ブランゲ文庫
- > 歴史的音源
- > 科学映像
- > 電子書籍
電子雑誌

お知らせ

- > 2014-03-28
● 雑誌(人文系)内のみで閲覧します。
- > 2014-03-12
● 以下のデジタル資料「コレ」
・米軍戦時関係資料「コレ」
・極東軍文庫
・ブランゲ文庫(「ブランゲ文庫」)
・ブランゲ文庫内)
・図書 約1,000冊
・米軍戦時関係資料
ト上でご覧いただけます。限定でのご
- > 2014-03-12
● 極東軍文庫
- > 2014-01-21
● 図書館向けに追加しました。詳細は下記をご覧ください。

<http://dl.ndl.go.jp/>

読書環境を考える

幼稚園など

小学校など

中学校など

高等学校など

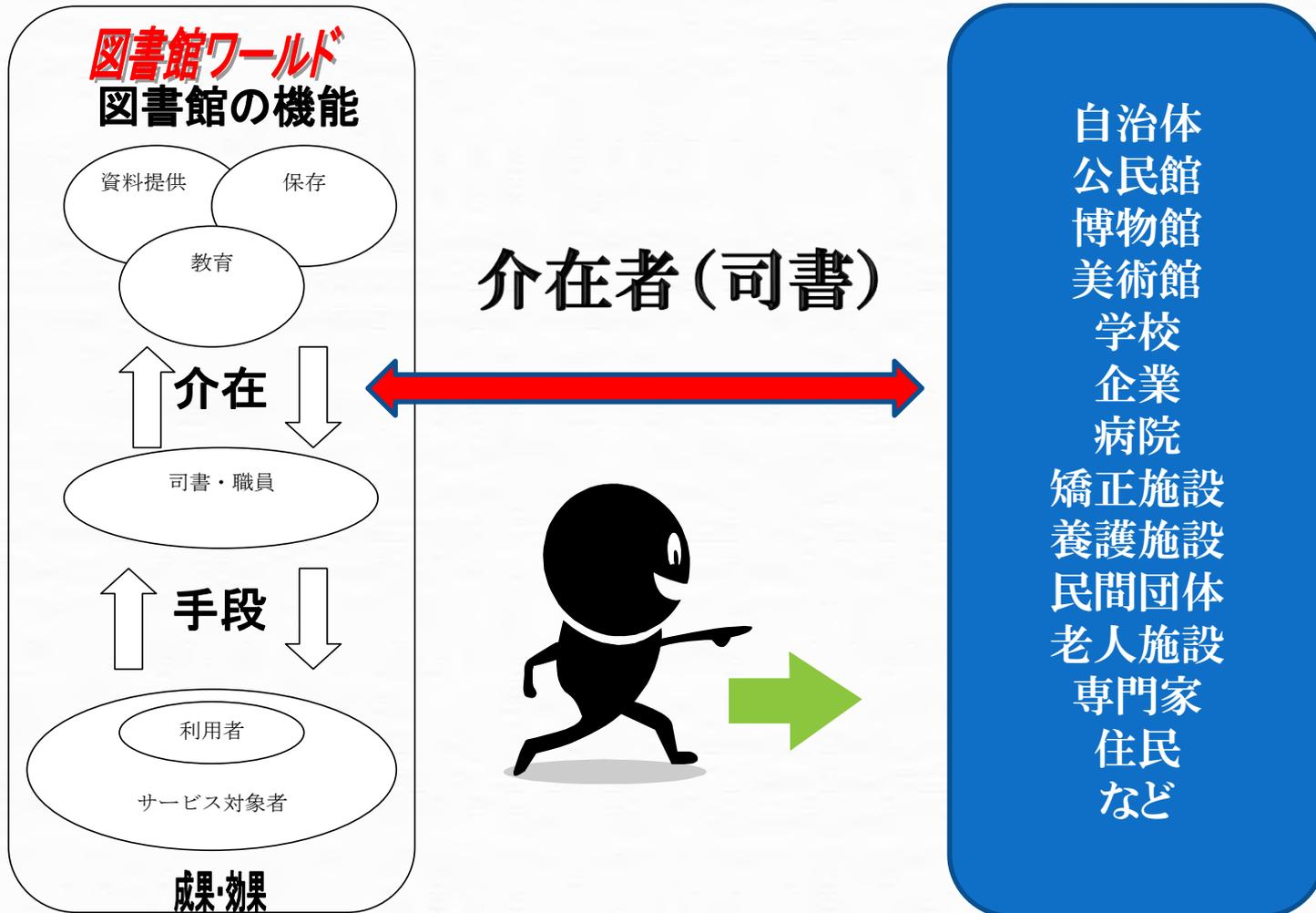
大学など

企業・職場など

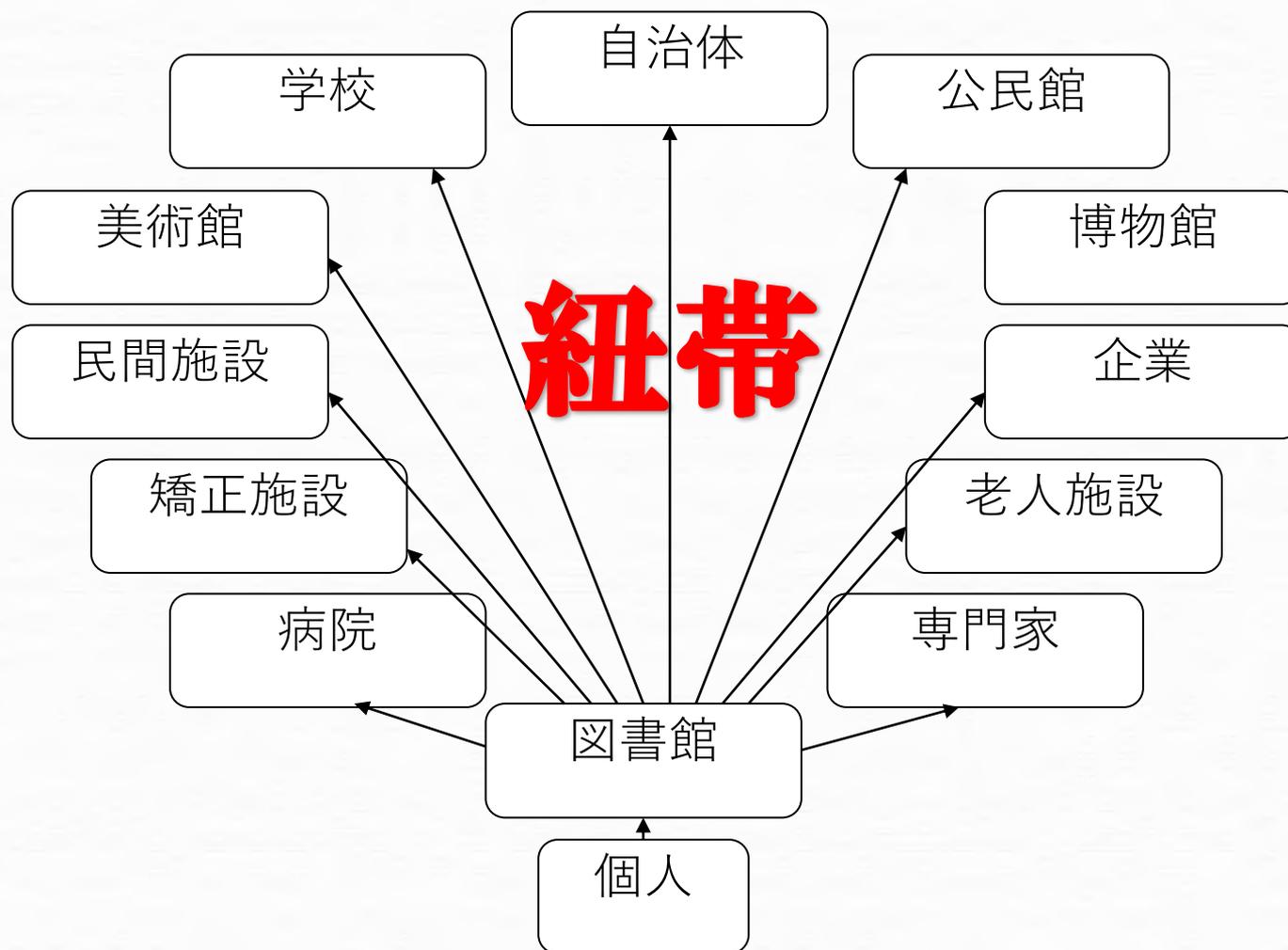
家庭など

社会

どのように連携するのか



内部構造と外部との関係



現代公共図書館の課題①

- 核心的課題は何か
 - 地域住民の知る権利・読む自由・学びをどう豊かにするのか、という図書館の公共性の問題
- 地域住民との関係性を育む
 - すべての住民に開かれた図書館
 - 地域住民の暮らしと仕事、学び、子育て、楽しみなどをリアルに捉えた活動
 - 地域住民と図書館の協働を育てる

現代公共図書館の課題②

- 地域自治との関係性を育む
 - 地域づくりに貢献する図書館
 - 住民、議員、職員の活動をサポートする活動
- 現代社会との関係
 - 現代社会の多様な問題を知り、多様な視点から考える資料と場の積極的提供
 - 権力への対抗軸
- 山口源次郎「公共図書館の拠って立つところ」(第104回全国図書館大会 第一分科会 基調講演 レジュ)より

コロナ禍の中で図書館の
在り方がどうなったか？

「場」としての図書館



場所としての図書館

表1 場所としての図書館vs.電子図書館

	場所としての図書館	電子図書館
基調	伝統, 権威	機能, 効率性
トポロジー	建物	ネットワーク
図書館モデル	公共図書館	学術図書館・専門図書館
メディア	本	コンピュータテクノロジー
メッセージ	知識	情報
社会理論	セラピー社会	情報社会
図書館員	セラピスト	情報仲介者
専門職モデル	人間志向的サービス専門職	非人間志向的サービス専門職
組織モデル	官僚制	独立自営
政治哲学	コミュニタリアンに近い自由主義	市場志向の新保守主義
コミュニケーションモデル	儀式モデル	伝達モデル

(出典)根本彰. 図書館研究への儀式的アプローチ-バーズール『電子図書館の神話』の意義. 図書館界. 48(5), 1997, 452.

場所としての図書館

平成23年度市民文化活動推進プロジェクト事業

JAZZ講座：各回（午後1時30分～3時）
2011年2月5日（土）・12日（土）・19日（土）

音楽のある風景
 ～本とジャズが出逢うとき～



講師：柴田浩一先生

＜会場＞ 座間市立図書館 2階講堂
 ＜講師＞ 柴田浩一氏（横浜国立大学音楽学部教授）
 ＜内容＞ 図書館員選読「音楽のある風景」全7回（12冊）をテーマに、
 ・定員 30名
 ・申込み 座間市立図書館へ電話（予約）または来館にて（先着順）

＜内容＞
 第1回 2月5日（土）
 「ジャズ創り 戦前戦中時代」
 第2回 2月12日（土）
 「スイング（BEBOP）華やかなる時代」
 第3回 2月19日（土）
 「ジャズ・ミュージックの交差点 演劇の時代」

JAZZ講座とライブ
 図書館がコンサートホールになる

ライブ：
2011年2月26日（土）
（午後6時～午後7時30分）

演奏：「**細野よしこトリオ**」
 細野よしこ（ギター）
 河合代介（オルガン）
 田崎雅裕（ドラムス）

＜会場＞ 座間市立図書館 1階ホール
 ＜内容＞ 市民文化の推進
 ＜定員＞ ライブのみ 参加費200名
 ＜申込み＞ 座間市立図書館へ電話（予約）または来館にて（先着順）

主催：座間市立図書館 電話：346-25-1111 FAX：346-252-5764



場としての図書館



大人のための調べ学習講座

森のおはなし会



子どもの場としての図書館



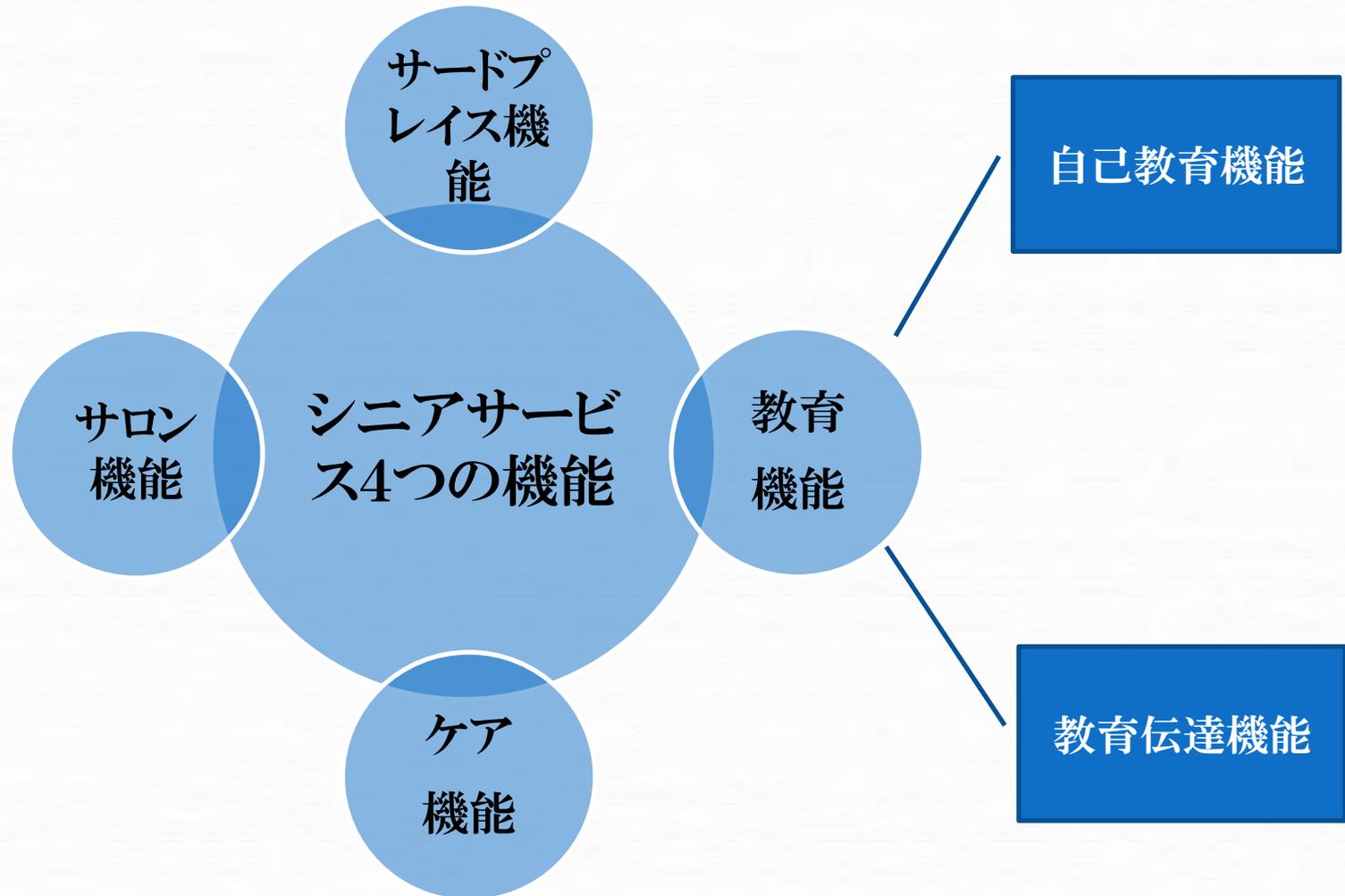
託児
機能

子どもの「居場
所」の機能

サロン
機能

教育
機能

シニアサービスを例に「場」を考える



コロナ禍の中で「場」としての 図書館は？

図書館の職員問題



社会教育施設の職員状況（司書）平成30年度

施設等区分	計	都道府県・市 町村教育委 員会	公民館(類似施 設含む)	図書館(同 種施設含 む)	博物館	博物館 類似施設
指導者等区分		社会教育 主事	公民館主事 (指導系職員)	司書	学芸員	学芸員
平成14年度	54,353	5,383	18,591	10,977	3,393	2,243
平成17年度	55,449	4,119	17,805	12,781	3,827	2,397
平成20年度	58,810	3,004	15,420	14,596	3,990	2,796
平成23年度	62,407	2,518	14,454	16,923	4,396	2,897
平成27年度	65,102	2,048	13,275	19,015	4,738	3,083
平成30年度	<u>66,455</u>	<u>1,679</u>	<u>12,306</u>	<u>20,132</u>	<u>5,035</u>	<u>3,371</u>

社会教育施設の職員状況 平成30年度

区 分	計	都道府県・市町村 教育委員会 (社会教育関係)	公民館 (類似施設含む)	図書館 (同種施設含む)	博物館
平成14年度	524,417	39,728	57,907	27,276	16,522
平成17年度	515,619	35,516	56,311	30,660	17,354
平成20年度	531,623	31,157	53,150	32,557	17,942
平成23年度	526,040	29,436	49,306	36,269	19,775
平成27年度	531,149	26,787	47,770	39,828	19,910
(うち女性)	(234,796)	(8,728)	(18,480)	(30,187)	(9,893)
平成30年度	527,871	27,010	45,614	41,336	20,425
(うち女性)	(234,358)	(9,603)	(18,107)	(31,832)	(10,505)
1施設当たり職員数	5.7	15.1	3.2	12.3	15.9
増 減 数	△ 3,278	223	△ 2,156	1,508	515
伸び率(%)	△ 0.6	0.8	△ 4.5	3.8	2.6
平成27年度					
専 任 (専任の割合%)	171,075 (32.2)	17,297 (64.6)	7,922 (16.6)	11,448 (28.7)	9,601 (48.2)
兼 任	71,824	3,523	9,780	2,196	1,275
非常勤	167,188	5,967	25,154	19,511	5,619
指定管理者	121,062	…	4,914	6,673	3,415
平成30年度					
専 任 (専任の割合%)	158,528 (30.0)	16,964 (62.8)	7,570 (16.6)	10,939 (26.5)	9,406 (46.1)
兼 任	68,237	3,362	9,201	2,165	1,377
非常勤	159,317	6,684	23,361	19,648	5,756
指定管理者	141,789	…	5,482	8,584	3,886

一見すると図書館職員は多く見えるが、内訳をみると、非常勤、指定管理者の職員が四分の三を占めている。

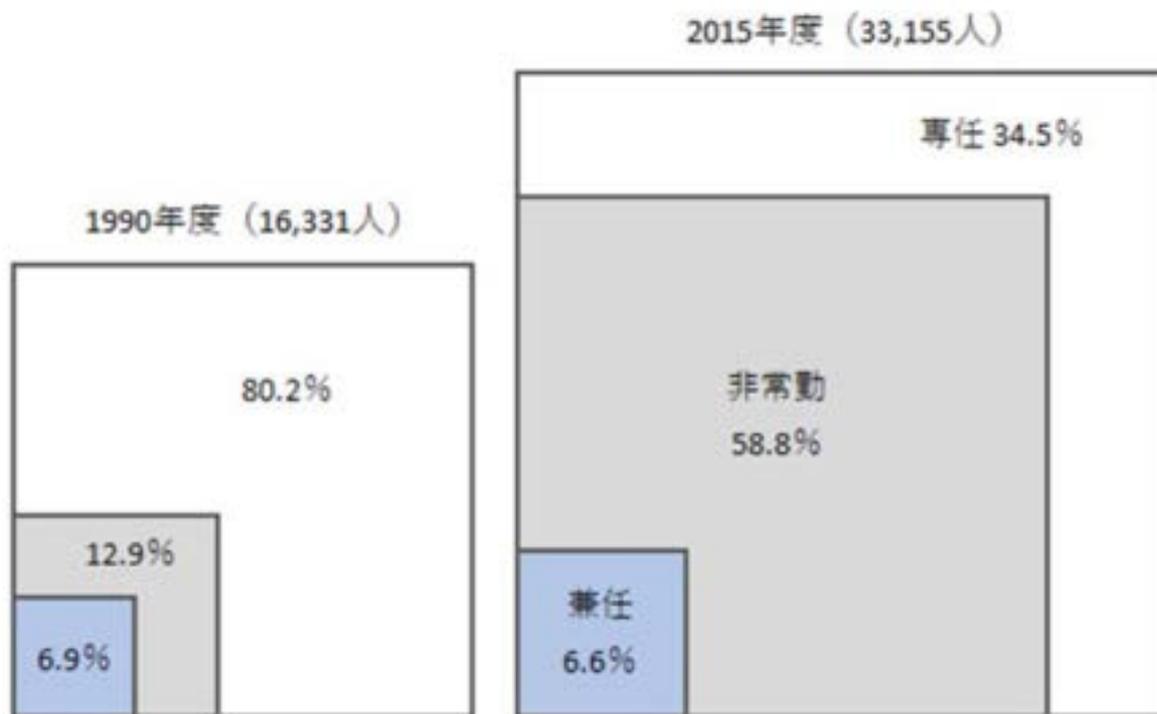
社会教育施設の職員状況（司書） 平成30年度

施設等区分	計	都道府県・市町村 教育委員会		公民館 (類似施設含む)	図書館 (同種施設含む)		博物館	
		社会教育 主 事	社会教育 主事補	公民館主事 (指導系職員)	司 書	司書補	学芸員	学芸員補
平成14年度	105,725	5,383	371	18,590	10,977	387	3,393	454
平成17年度	110,294	4,119	242	17,803	12,781	442	3,827	469
平成20年度	114,461	3,004	153	15,420	14,596	385	3,990	624
平成23年度	117,604	2,518	140	14,454	16,923	459	4,396	658
平成27年度	117,865	2,048	141	13,273	19,015	450	4,738	725
職員数に 占める割合	22.2%	7.6%	0.5%	27.8%	47.7%	1.1%	23.8%	3.6%
うち専任 (専任の割合%)	41,038 (34.8)	1,680 (82.0)	73 (51.8)	3,623 (27.3)	5,410 (28.5)	71 (15.8)	3,235 (68.3)	355 (49.0)
うち女性 (女性の割合%)	61,989 (52.6)	351 (17.1)	44 (31.2)	6,239 (47.0)	16,803 (88.4)	385 (85.6)	2,022 (42.7)	359 (49.5)
平成30年度	115,966	1,681	157	12,334	20,130	438	5,025	670
増 減 数	△ 1,899	△ 367	16	△ 941	1,115	△ 12	287	△ 55
伸び率 (%)	△ 1.6	△ 17.9	11.3	△ 7.1	5.9	△ 2.7	6.1	△ 7.6
職員数に 占める割合	22.0%	6.2%	0.6%	27.0%	48.7%	1.1%	24.6%	3.3%
うち専任 (専任の割合%)	38,907 (33.6)	1,337 (79.5)	100 (63.7)	3,340 (27.1)	5,202 (25.8)	59 (13.5)	3,237 (64.4)	350 (52.2)
うち女性 (女性の割合%)	62,409 (53.8)	310 (18.4)	44 (28.0)	5,926 (48.0)	17,926 (89.1)	377 (86.1)	2,329 (46.3)	362 (54.0)

一見すると約半数が司書であり多く見えるが、専任は約25%にとどまり、9割が女性であり、歪な構造といえる。

全国の図書館職員は、今や半分以上が非常勤

図1 図書館職員の組成の変化



* 2015年度は、指定管理者の図書館の職員は含まない。

* 文科省「社会教育調査」より筆者作成。

全国の図書館職員は、今や半分以上が非常勤

この四半世紀で図書館の職員は増えたが、増分の大半は非常勤の職員だ。専任職員は1万3097人から1万1448人に減ったが、非常勤職員は2106人から1万9511人と9倍以上に膨れ上がっている。今となっては、図書館職員の6割が非常勤だ。

全国の図書館職員は、今や半分以上が非常勤

図書館職員の非正規化があまりに進むのは問題がありそうだ。よく言われるのは、サービスの質の低下だ。働く職員にすれば、低賃金労働の増加(常態化)を意味する。「官製ワーキングプア」という言葉もあるくらいで、官の世界では正規・非正規の賃金格差は凄まじい。

全国の図書館職員は、今や半分以上が非常勤

高度化・多様化する学習要求に応えるべく、職員の専門的
力量も求められるようになってきている。人件費の抑制と
いう理由から非正規化もやむを得ない部分はあるが、そ
れに依存し過ぎると、当該施設に期待される機能の遂
行が妨げられることになる。

学校教育と社会教育の資源配分で言うと、現状では前
者に偏しているが、その是正も求められるだろう。近い
将来(2040年頃)、日本は人口比で「子ども1:大人9」の
社会になるのだから。

認定司書制度



認定司書制度とは

- 司書の専門性の向上に不可欠な図書館の実務経験や、実践的知識・技能を継続的に修得した者を、理事長によって指名された審査会が審査し、公立図書館及び私立図書館の経営の中核を担いうる司書として公的に認定する制度

日本図書館協会が認定する

認定司書制度の背景

背景

ア「社会教育主事・学芸員及び司書の養成・研修等の改善方策について」(生涯学習審議会社会教育分科審議会報告1996年4月24日)で名称付与制度が示唆された。

イ2008年図書館法改正により、司書・司書補に対する研修の努力義務が新たに規定(第7条)された。

ウ「図書館職員の研修の充実方策について」(これからの図書館の在り方検討協力者会議報告2008年6月)で研修の体系化と修了者への認定・名称の付与が言及された。

認定司書になる要件

認定対象者

- 雇用形態に関わらず、原則として図書館法第2条にいう図書館に勤務経験を持つ司書を対象とする。

認定要件

- 原則として、以下のア～エのすべての要件を満たしている者とする。
 - ア 図書館法第2条にいう図書館の勤務経験が通算で10年以上であること。
 - イ 最近10年間で、以下のいずれかの活動を通じて通算で20ポイント以上を得ていること。
 - i)研修の受講経験
 - ii)研修・大学等での講師経験
 - iii)図書館振興に向けた各種の社会的活動
 - iv)大学院における図書館情報学関連の単位・学位等の取得
 - v)学会・研究大会における口頭発表等の活動
 - ウ 最近10年間に著作を発表している、またはそれに相当するものを有すること。
 - エ 図書館法第4条にいう司書、または同条にいう司書となる資格を有すること。

認定司書の現状

図書館	第4期	第3期	第2期	第1期
町村立図書館	3人	2人	1人	2人
市区立図書館	7人	12人	12人	19人
都道府県立 図書館	3人	5人	2人	16人
全体	13人	19人	15人	37人

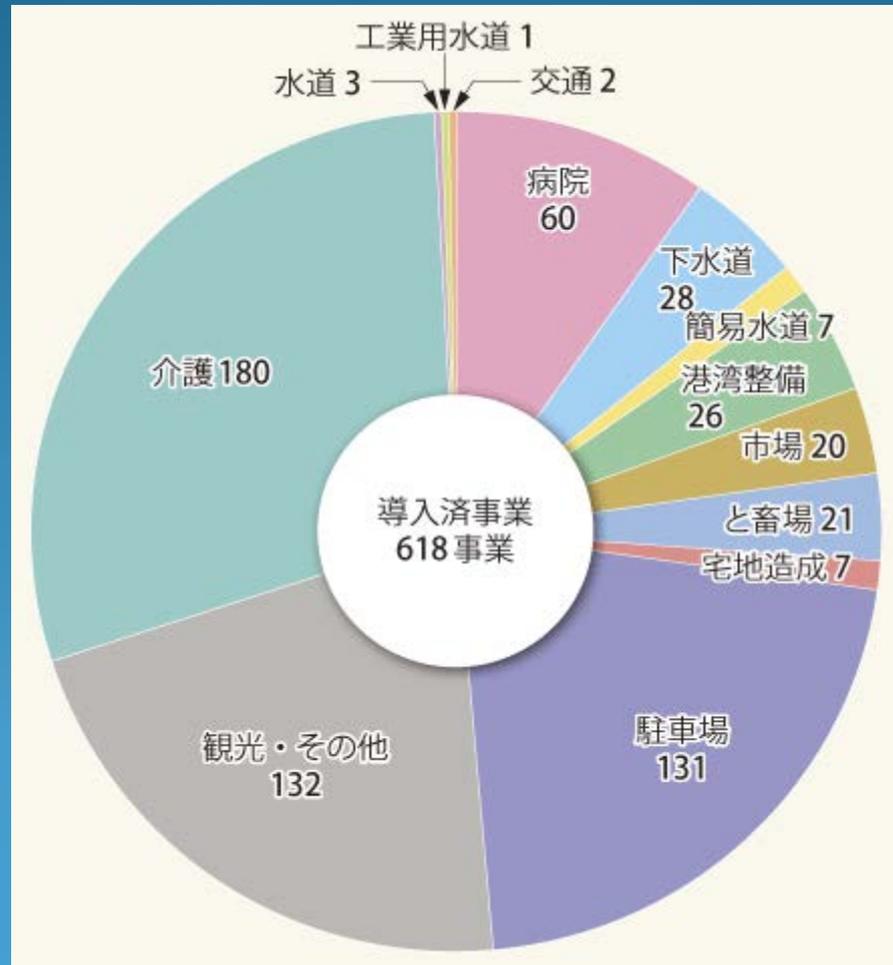
第5期 16人
第6期 16人
第7期 19人
第8期 15人
第9期 10人
第10期 15人
第11期 12人



187人が認定

目指せ！ 認定司書

指定管理者制度とは



指定管理者制度の目的

「公の施設」の管理運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として運営した制度です。

(神奈川県HPより)

指定管理者制度のメリット

- ・民間などのノウハウを活かした多様な活動。
- ・利用時間の延長など施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上。
- ・管理運営経費の削減による、施設を所有する地方公共団体の負担の軽減。

指定管理者制度が導入されている施設数は76,268施設

都道府県	6,847施設
指定都市	8,057施設
市区町村	61,364施設
合計	76,268施設

・前回調査（76,788施設）から、520施設の減

『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』の概要 平成30年調査 より

図書館における指定管理者制度の導入状況



種類別指定管理者別施設数 平成30年度

区 分	計	(施設)								
		公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性教育 施設	社会体育 施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学 習 センター
公立の施設数 (社会体育施設は団体数)	51,699 (53,016)	13,989 (14,837)	3,338 (3,308)	786 (765)	3,546 (3,528)	863 (913)	271 (276)	26,704 (27,197)	1,725 (1,743)	477 (449)
うち指定管理者導入施設数	15,818 (15,297)	1,379 (1,303)	631 (516)	204 (183)	1,105 (1,096)	367 (374)	97 (94)	10,865 (10,604)	1,015 (1,006)	155 (121)
公立の施設数に占める割合	30.6% (28.9%)	9.9% (8.8%)	18.9% (15.6%)	26.0% (23.9%)	31.2% (31.1%)	42.5% (41.0%)	35.8% (34.1%)	40.7% (39.0%)	58.8% (57.7%)	32.5% (26.9%)
地方公共団体	109 (115)	3 (0)	1 (0)	- (0)	15 (16)	5 (7)	- (0)	81 (85)	3 (7)	1 (0)
地縁による団体 (自治会、町内会等)	905 (806)	368 (350)	5 (8)	- (1)	48 (42)	18 (18)	9 (9)	433 (347)	4 (4)	20 (27)
一般社団法人・一般財団法人 (公益法人を含む。)	5,624 (5,648)	313 (287)	60 (55)	150 (128)	513 (523)	133 (143)	40 (37)	3,809 (3,888)	545 (539)	61 (48)
会社	4,993 (4,551)	120 (101)	485 (381)	41 (41)	246 (236)	107 (106)	11 (11)	3,622 (3,350)	330 (304)	31 (21)
NPO	1,608 (1,544)	43 (42)	45 (40)	6 (6)	87 (87)	56 (51)	20 (19)	1,290 (1,233)	52 (57)	9 (9)
その他	2,579 (2,633)	532 (523)	35 (32)	7 (7)	196 (192)	48 (49)	17 (18)	1,630 (1,701)	81 (95)	33 (16)

・ ()内は平成27年度調査の数値

※文部科学省「平成30年度社会教育調査中間報告について」より

全国の状況 2020

表 5 各調査年度における導入数（図書館数）

	特別区	政令市	市	町村	合計
～2005 年度	0	4	3	1	8
2006 年度	0	16	26	10	52
2007 年度	24	0	17	7	48
2008 年度	6	4	34	5	49
2009 年度	21	4	20	2	47
2010 年度	21	4	25	10	60
2011 年度	3	1	15	1	20
2012 年度	3	4	22	6	35
2013 年度	18	8	27	6	59
2014 年度	2	7	22	6	37
2015 年度	10	1	33	4	48
2016 年度	4	2	50	2	58
2017 年度	7	5	20	1	33
2018 年度	1	1	19	5	26
2019 年度	4	1	20	1	26

導入年数の内訳は、2020 年調査にもとづく。

※日本図書館協会 「図書館における指定管理者制度の導入等の調査について 2020(報告)」より

指定管理の受託者 2020

表 4 2019 年度までに導入した館の指定管理者の性格（図書館数）

		特別区	政令市	市	町村	合計
図書館数		124	62	353	67	606
指定管理 者の性格	① 民間企業	117	45	289	32	483
	② NPO	0	6	23	13	42
	③ 公社財団	0	11	27	19	57
	④ その他	7	0	14	3	24

※主な民間会社

- ・図書館流通センター(TRC)
- ・ヴィアックス
- ・カルチャ・コンビニエンス・クラブ(CCC)
- ・紀伊国屋書店
- ・有隣堂

※日本図書館協会 「図書館における指定管理者制度の導入等の調査について 2020(報告)」より

都道府県立図書館 2016

表 1 都道府県立図書館の検討状況について

検討結果	回答数	図書館名	指定管理者の性格等
2016年度までに導入した	6	岩手県立図書館	民間企業※1
		岡山県立図書館	民間企業※1
		愛知県図書館	組合※1
		山梨県立図書館	民間企業※1
		大阪府立中央図書館	民間企業※1
		大阪府立中之島図書館	民間企業※1
検討の結果、導入しないとしている	39		
合計	45		

- ・※1:「施設管理のみ」、「施設管理等」、「施設管理及び図書館業務の一部」に導入
- ・「検討の結果、導入しないとしている」の回答数に「現時点で導入は考えていない」を含む。
- ・「2018年度以降に導入を予定している」が1件
- ・未検討等が2件

※日本図書館協会 「図書館における指定管理者制度の導入等の調査について 2017(報告)」より

都道府県立図書館 2020

表 1 都道府県立図書館の検討状況について

検討結果	回答数	図書館名	指定管理者の性格等
2019年度までに導入した	7	岩手県立図書館	民間企業 3
		岡山県立図書館	民間企業 1
		愛知県図書館	組合 1
		山梨県立図書館	民間企業 2
		大阪府立中央図書館	民間企業 2
		大阪府立中之島図書館	民間企業 2
		三重県立図書館	公社・財団等 1
2020年度に導入した・導入を予定	1	京都府立京都学・歴彩館	民間企業 2
検討の結果、導入しないとしている	36		
合計	44		

- ・ 1「施設管理のみ」、2「施設管理等」、3「施設管理及び図書館業務の一部」に導入
- ・ 「検討の結果、導入しないとしている」の回答数に「現時点で導入は考えていない」を含む。
- ・ 検討中、未検討等が5件

※日本図書館協会 「図書館における指定管理者制度の導入等の調査について 2020(報告)」より

直営に戻した図書館 2020

県名	図書館名
茨城県	守谷中央図書館
栃木県	那須塩原市図書館（那須塩原市黒磯図書館より名称変更）
新潟県	南魚沼市図書館、十日町図書館
長野県	飯島町図書館
愛知県	新城図書館
兵庫県	稲美町立図書館
島根県	出雲市立大社図書館、出雲市立平田図書館、安来市立図書館
徳島県	三好市井川図書館
香川県	善通寺市立図書館
高知県	佐川町立図書館
山口県	下関市立中央図書館
福岡県	小郡市立図書館
佐賀県	佐賀市立図書館東与賀館
熊本県	菊池市泗水図書館
鹿児島県	西之表市立図書館、いちき串木野市立図書館、いちき串木野市立図書館市来分館

直営に戻した図書館

新聞

2018.8.14

(第1版) 守谷市

守谷市が来年度「直営」へ



円形のゆったりとした空間に読書が促進された館内

今年5月1日、図書館運営を来年度から直営に転換する方針である。守谷市の松本修久市長が、市立図書館の

理想の図書館を求めて



①

運営をめぐって市議会は18年7月1日、TRCの石井昭社長を常任委員会に参事人招致し、事情を議した。臨時市議として選出された

から3年間、守谷中央図書館と4カ所の公民館図書館の運営を、指定管理者制度に基づき、全国で公共図書館を運営する「図書館流通センター」(TRC)などの共同事業体に委託した。だが、委託前からの混乱が生じていた。業務の引き継ぎを巡り、TRCが連れてきた男性館長が、誘拐するスタッフとどううまくいかなかったか、わずか2カ月で退職。また、少数ですべてこなせるようにするため、窓口、レファレンス(資料調査)、書庫との輪回おきに担当を交代させるなどのTRCの育成手当てが反響を受け、5人のスタッフが辞職した。

指定管理者と市民 摩擦相次ぐ



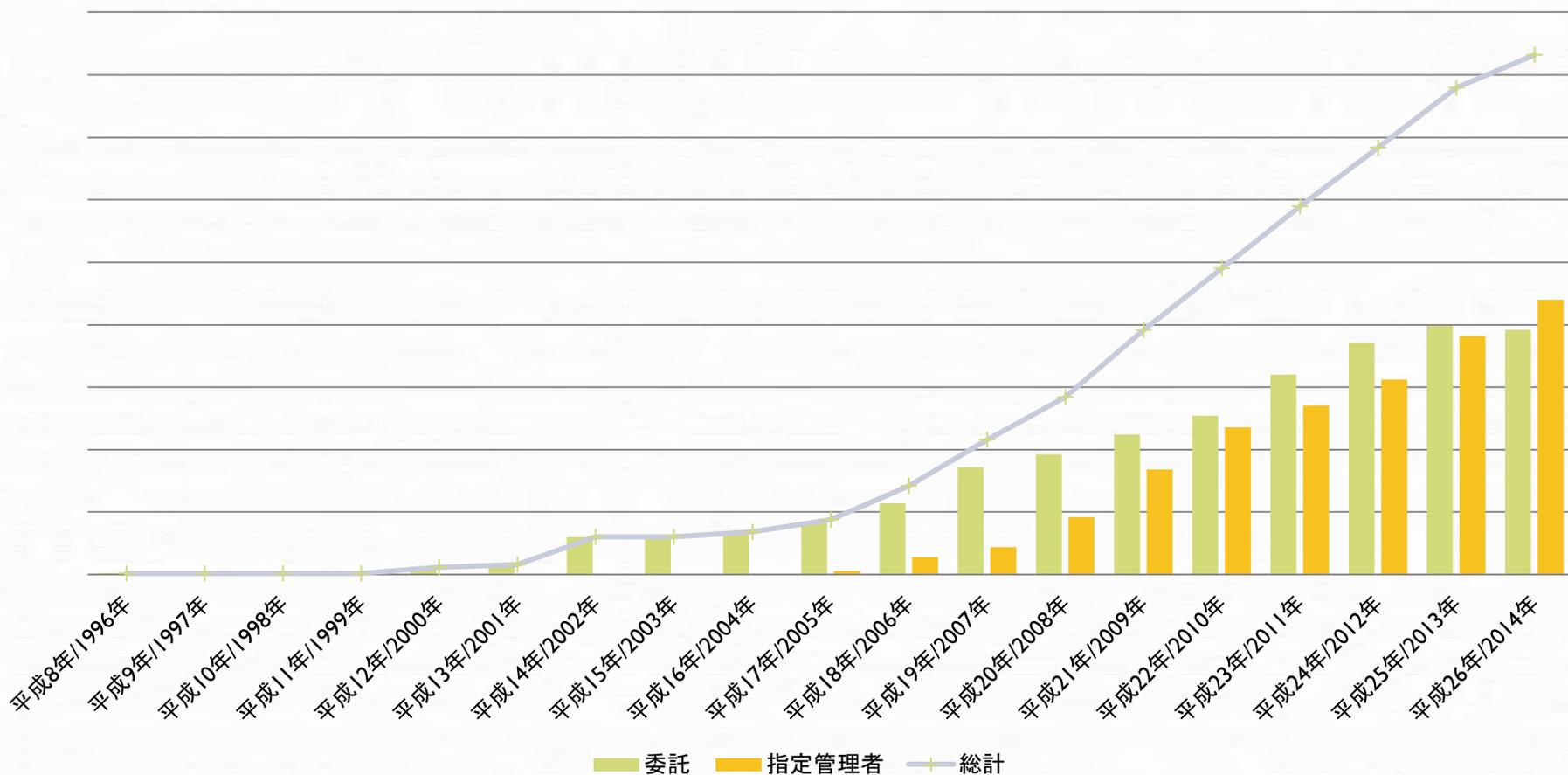
市民ボランティアが参加している絵本の読み聞かせ活動。いずれも守谷市大和の守谷中央図書館で。

松本市長は「カフェを市民、特に母親たちに入れるなど目的外使用だ。1988年、子育て指定管理者のメリック中の母親たちが、当時ト、TRCが悪いとい公民館の図書館しかなく、図書館はこのかた守谷町(当時)制度に合わないと感じ、図書館をつくらうと、守谷市に電話した。」「守谷市に図書館をの公を指定、押したのは、ボン55年に公募の守谷中央ティアとして図書館の図書館が閉鎖する、運営を支援してきた「図書館とまち会」に

運営手法「合わない」

指定管理の受託者 ～ある業者の場合～

公共図書館 1996年度～2014年度 受託館実績推移



図書館の民営化

～アメリカ図書館協会が指摘する問題点～

- 図書館サービスの質
- 地元コミュニティの統制権の喪失
- 統治
- 税金の統制権の喪失
- 知的自由
- 蔵書構成
- 財団、非営利グループ、図書館友の会の参入の喪失

ジェーン・ジェラード, ナンシー・ボルト, カレン・ストレッジ 著 ; 川崎良孝 訳. 図書館と民営化. 京都図書館情報学研究会 ; 日本図書館協会 (発売), 2013.11. 103p

なぜ民営化を選ぶのか

～アメリカ図書館協会が指摘する問題点～

- ① 新たな独立
- ② 職員配置の問題
- ③ 図書館への低い評価
- ④ 予算の抑制

ジェーン・ジェラード, ナンシー・ボルト, カレン・ストレッジ 著 ; 川崎良孝 訳. 図書館と民営化. 京都図書館情報学研究会 ; 日本図書館協会 (発売), 2013.11. 103p

指定管理者制度の導入

～日本図書館協会のチェックリスト～

「2. 指定管理者制度を検討する場合のチェック項目

- (1) 指定管理者制度を導入した場合、図書館設置の目的を効果的に達成できるか
- (2) 教育機関としての機能を維持できるか
- (3) 図書館固有の業務形態を維持できるか
 - ① 連携・協力が十分に行えるか
 - ② 事業の継続性が確保できるか
 - ③ 中立性・公平性が確保できるか
 - ④ 無料の原則は維持できるか

指定管理者制度の導入

～最大の問題点～

● 人の問題

- 非正規採用、低賃金、長時間労働などいわゆる官制ワーキングプアを生み出す
- 3～5年間という期間での成果が求められる
- 短期間での人の入れ替わりも激しい
- 中長期的展望に立った計画の策定や、その進行管理、評価などを行うことは、極めて難しい
- 司書の採用が減る中で、司書に情熱を持った人材が、このような形で消費されていくのは大きな損失
- 図書館と地域の団体や学校、企業、個人などが連携したり協働したりする場合、ビジョンの共鳴や信頼の構築が必要
- 自治体内に図書館運営に精通した職員がいなくなる

指定管理者制度の指定期間

表2-1 指定管理者制度導入施設の指定期間別状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1年	14 (0.2%)	28 (0.3%)	492 (0.8%)	534 (0.7%)
2年	16 (0.2%)	54 (0.7%)	577 (0.9%)	647 (0.8%)
3年	551 (8.0%)	553 (6.9%)	10,334 (16.8%)	11,438 (15.0%)
4年	317 (4.6%)	1,302 (16.2%)	2,554 (4.2%)	4,173 (5.5%)
5年	5,731 (83.7%)	5,503 (68.3%)	43,297 (70.6%)	54,531 (71.5%)
6年	4 (0.1%)	136 (1.7%)	315 (0.5%)	455 (0.6%)
7年	88 (1.3%)	0 (0.0%)	164 (0.3%)	252 (0.3%)
8年	13 (0.2%)	2 (0.0%)	74 (0.1%)	89 (0.1%)
9年	0 (0.0%)	9 (0.1%)	56 (0.1%)	65 (0.1%)
10年以上	113 (1.7%)	470 (5.8%)	3,501 (5.7%)	4,084 (5.4%)
合計	6,847 (100.0%)	8,057 (100.0%)	61,364 (100.0%)	76,268 (100.0%)

表2-2 指定期間の変更状況

(単位:施設、%)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 前回の指定期間よりも短い	164 (2.4%)	186 (2.3%)	2,363 (3.9%)	2,713 (3.6%)
2 前回の指定期間と同じ	3,739 (54.6%)	4,690 (58.2%)	43,666 (71.2%)	52,095 (68.3%)
3 前回の指定期間よりも長い	2,759 (40.3%)	2,609 (32.4%)	8,927 (14.5%)	14,295 (18.7%)
4 今回が1回目の指定	185 (2.7%)	572 (7.1%)	6,408 (10.4%)	7,165 (9.4%)
合計	6,847 (100.0%)	8,057 (100.0%)	61,364 (100.0%)	76,268 (100.0%)

指定管理下での人の問題の解決

- 受託側の会社も手をこまねているのではなく、採用時研修やサービス計画策定の研修、大学院の寄付講座の設置、正職員へのルートを用意するなど様々な企業努力はしている

しかし



- 日本における指定管理者制度の本質が経費削減である以上、根本的解決は現状ではありえない

図書館に指定管理者制度の導入が 困難な理由（法律的に見て）

その1 <地方公共団体が経営することが法の前提>

- ・「図書館法」第2条

その2 <特別法が一般法に優先する>

- ・「地方自治法」が一般法で、「図書館法」が特別法

その3 <地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、直接の管理運営を
予定>

- ・「地教行法」第33条

その4 <館長および職員をおくことと、その任命は>

その5 <図書館職員は公務員であることが条件>

- ・「図書館法」第13条、「地教行法」第34条

その6 <図書館協議会との関係>

その7 <図書館協議会を廃止、その理由が>

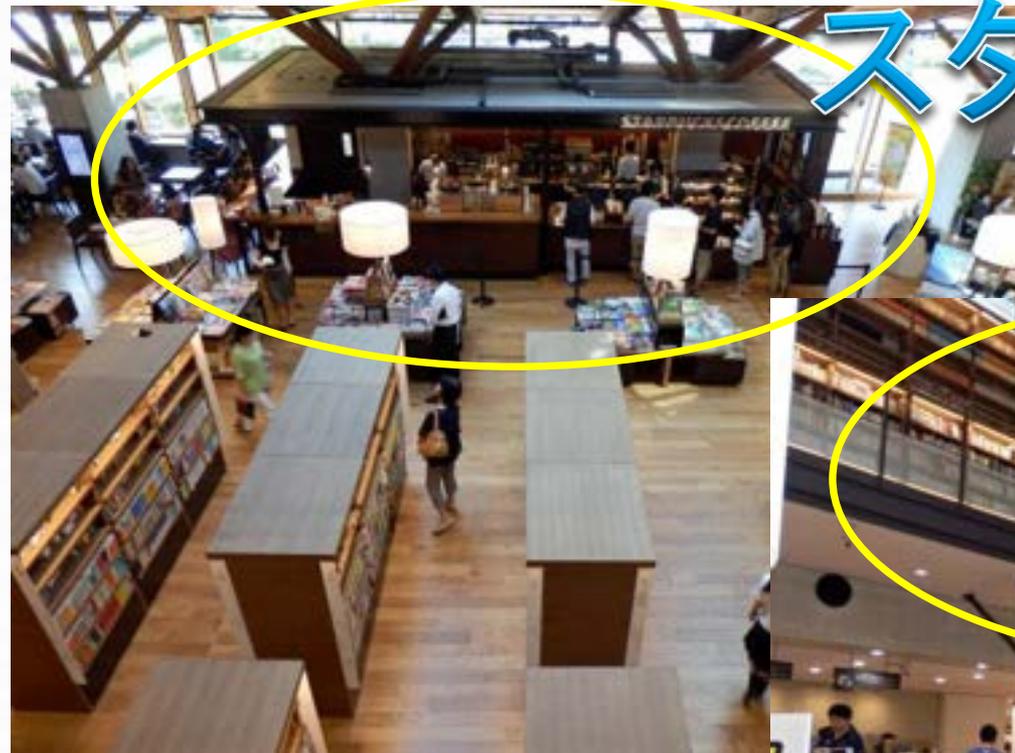
- ・「図書館法」第14条

その8 <答弁と実際の齟齬、みなし公務員になりえない>

- ・法律的根拠がない

指定管理者制度を導入 した公共図書館の例

佐賀県武雄市図書館の衝撃



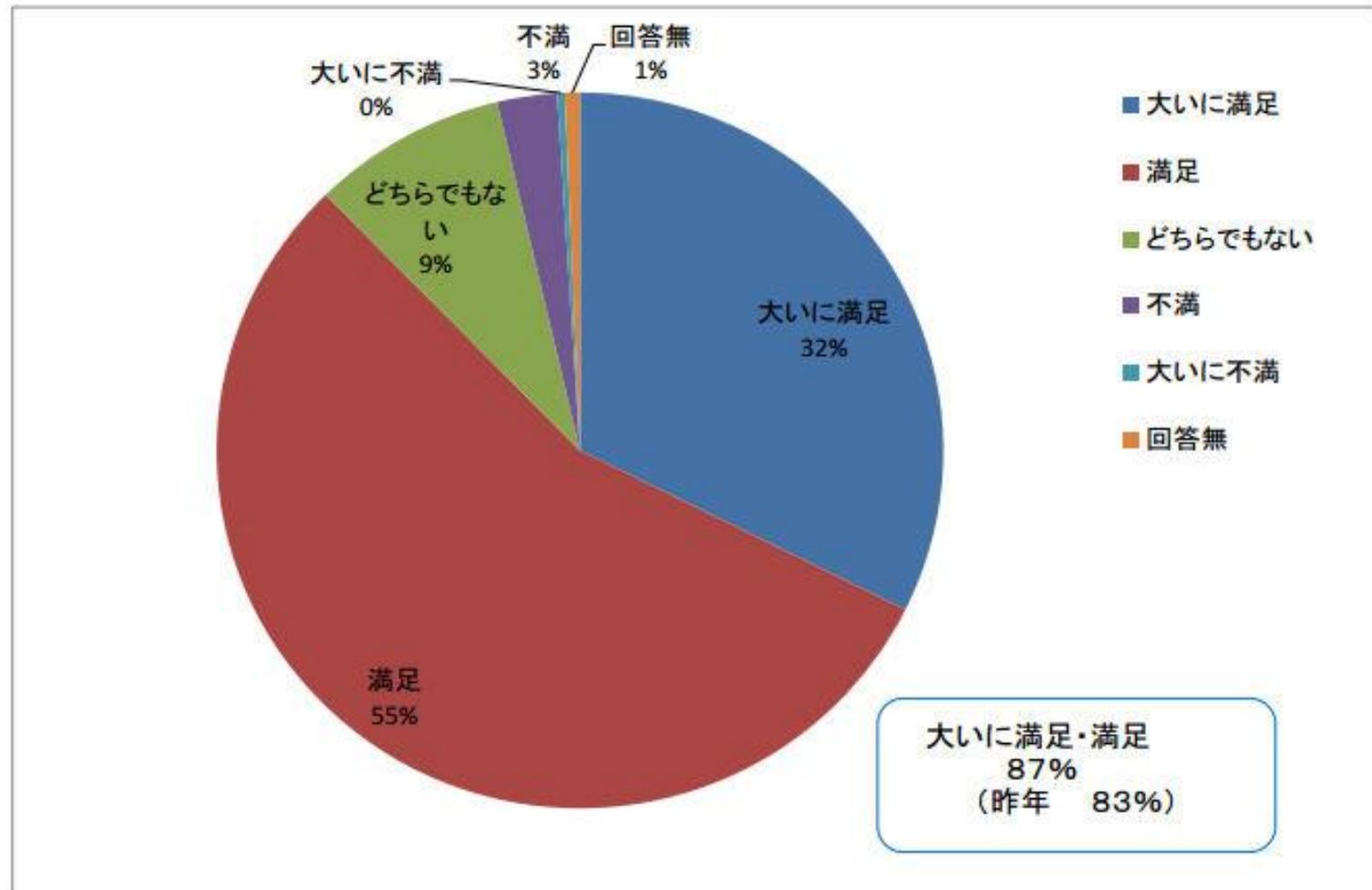
スタバ

キャットウォーク



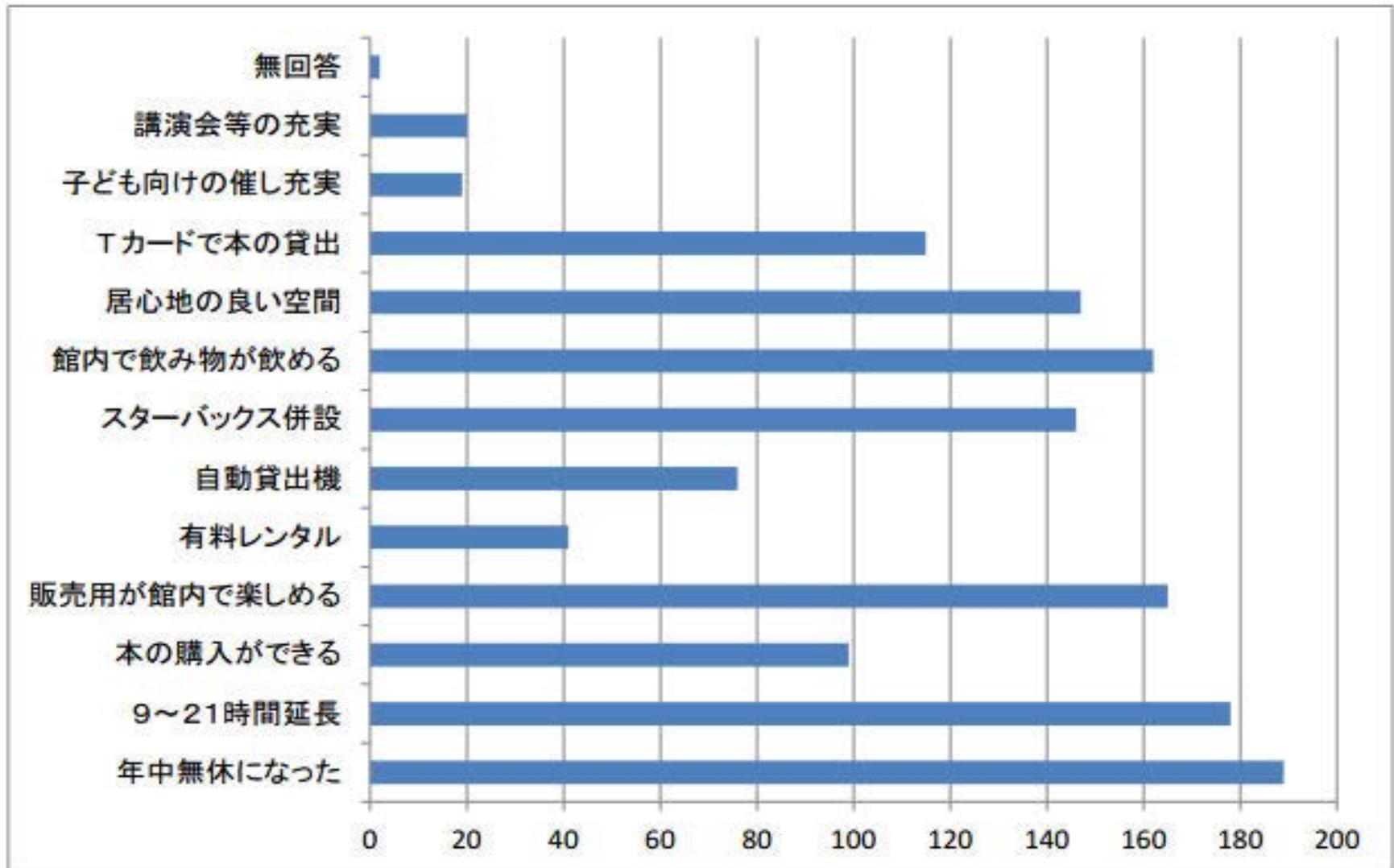
※日経新聞2013/10より

武雄市図書館の満足度調査

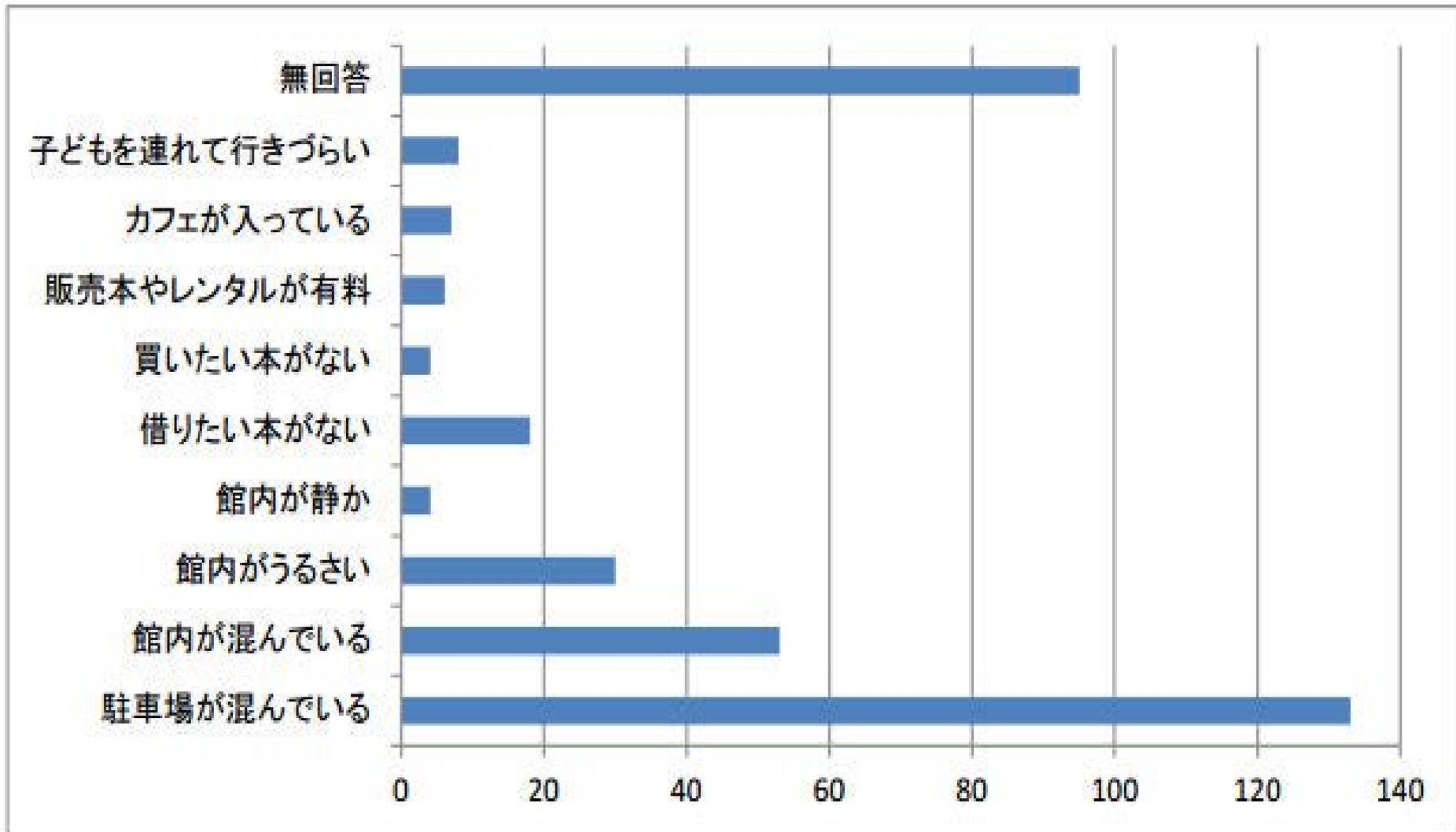


2014年8月19日の武雄市による調査より

満足している点

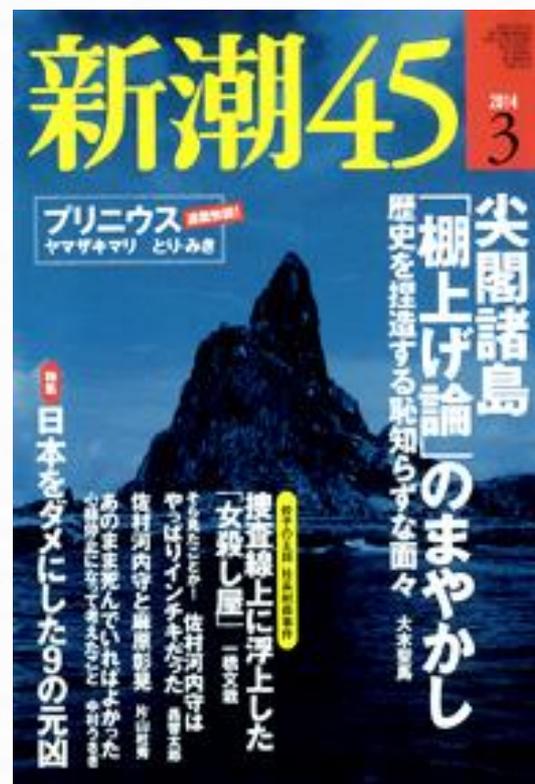


使いづらい点



武雄は新次元図書館か？

(「新潮45」2014年3月号)の中で樋渡市長は、
「(前略) **図書館の役割はタダで本を貸して文化の土壌を崩すことではない。**空間全体で、本のすばらしさや楽しさ、新たな発見や出会いといったことを体感してもらう場です。」と述べ「無料貸本屋」としての図書館を否定的にとらえ、人が集い交わる「場」として



CCCの増田社長は・・・



- 「今は行政の方があちこちから毎日見学にいらして、「うちでもやってくれ」「見に来てくれ」と、行列をつくっている状態だ。僕らがやるとコストが下がるというのもある。すべてセルフPOSだし、**実際には本のレンタル屋**だ。要するに「図書館なんてものはない」と(会場笑)。名前は図書館だが、本のレンタル屋だ。」

神奈川県の状況



神奈川県状況

- 綾瀬市立図書館－2008年(平成20年)～有隣堂
- 横浜市山内図書館－2009年(平成21年)～有隣堂
- 海老名市立図書館－2014年度(平成26年度)～CCC
- 大和市立図書館－2016年(平成28年)11月～TRC
- 平塚市図書館－2022年4月1日から新規導入
平塚市北図書館／平塚市西図書館／平塚市南図書館 **ヴィアックス**



平塚市の状況

(2) 今期テーマ「図書館の運営体制の検討」について

・民間活力の活用に係る具体的業務取組方針について

事務局から資料の説明を行った。

平成30年3月26日に「民間活力の活用に係る具体的業務の取組方針について」において、民間活力を活用している先進自治体の取組から効率化が図られる可能性がある事業について、中長期的な視点による民間委託の導入を前提として検討し、方向性が示された。適正な業務執行の確保、現状サービス水準の質の維持及び確保、民間活力の導入による効果の3つの視点から、民間活力の活用の可能性について検討を行った結果、図書館業務については、民間活力を活用する方向性となった。

まず、中央図書館では、平成32年度から窓口業務委託を導入する方針である。窓口業務については、民間ノウハウの活用による市民サービスの向上や人事管理等の負担の軽減、職員が実施する必要がある業務への再配置が可能であり、経費においても削減が

平塚市の状況

見込めるため、より効果的な業務委託となるよう、業務等の精査を行い、準備を進めていく。

地区図書館については、平成34年度から地区図書館（3館）へ指定管理者制度を導入する方針である。指定管理者制度の導入にあたっては、開館日数や開館時間の延長といった利便性の向上や民間事業者のノウハウを活かした独自企画の展開による利用者の満足度の向上など、図書館利用者の増加につながる効果が期待でき、他の図書館での勤務経験を持った人材が活用されることにより、新たな視点によるサービスの向上も期待できると考える。また、地区図書館3館を同一の指定管理者が運営すれば、人材活用の柔軟性が高まり、経費の節減が大きくなる可能性もあるので、業務等の精査を行い、事業者任せのもの、市が直接行っていくもの等の仕分けを行い、仕様や条件等を検討していく。



平塚市の状況

1 対象施設

(1) 名称及び所在地

平塚市北図書館 平塚市田村三丁目12番5号

平塚市西図書館 平塚市山下760番地の3

平塚市南図書館 平塚市袖ヶ浜20番1号

(2) 指定管理者制度導入状況

令和4年4月1日から新規導入

2 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間） ※平塚市南図書館は3年間

3 募集スケジュール

令和3年7月 9日～令和3年8月27日 募集要項等の配布期間

令和3年8月18日～令和3年9月 1日 申請書提出期間

※平塚市「平塚市北図書館・平塚市西図書館
・平塚市南図書館の指定管理候補者選定結果」より

山内図書館の評価（横浜市）

平成23年度
横浜市山内図書館指定管理者
管理業務評価報告書

平成24年12月

横浜市山内図書館指定管理者
選定評価委員会

評価7項目（大項目）中3項目が「A」評価で、4項目が「B」評価、そして総合評価は「B」となっています。なお「A」評価とは目標水準を上回る達成状況であり、「B」評価は目標水準とほぼ同じ水準の達成状況を指します。「A」評価がされた3項目は、

- ・「1. 図書館運営に関する全般的な事項」
- ・「5. 利用者満足度」
- ・「6. 施設の維持管理」

です。

総合評価は「B」

山内図書館の市民の評価

- 図書館の管理運営の継続性が担保されない
- 「民間ノウハウ」が活用できない
- 資料の収集・管理のレベル、図書館のネットワークが悪化
- 人の問題が深刻
- コスト削減効果の判断が不透明となる

<結論>

指定管理者制度を導入したが、メリットよりデメリットが多く、
山内図書館は直営に復帰させることが望ましい

海老名市立中央図書館



海老名市立図書館の館内



海老名市立図書館の館内



8段書架

海老名市立図書館の館内

児童コーナー



こんな図書館をイメージ？



海老名市立図書館の館内



海老名市立図書館の館内



海老名市立図書館の選書

＜9月17日の市議会で質問＞

「工学・工業分野(料理、建築関連等)6500冊の中身、料理本が4126冊、1991年から2000年代に発行された雑誌「スタジオ・ボイス」7冊、1976年から2009年に発行されたカルチャー雑誌、1992年から1998年に発行された雑誌「オリーブ」11冊、1982年に発行された女性雑誌、また、全集本でありながら歯抜けで購入。

さらに驚いたことには「アイミクロンメガネクロス」20件、「スピード・サラダ・オロシ」(おろし金)1650円、「シリコン製タジン鍋」、「サラダスライサー」、[フライパン]、「ドレッシングボトル」これらが購入」

海老名市立図書館の選書

「蔦屋書店が約600タイトルの雑誌を中心に書籍販売を行う一方で、以前は148タイトルあった図書館の雑誌は51タイトルに減らされた。

しかし、雑誌のバックナンバーが閲覧できることは、書店にはない図書館の強みでもある。そのため、TRCが担当する有馬図書館では、購読する雑誌のタイトルを増やして対応。2013年には67誌だったが、中央館の改修工事にともなって104誌に増加」

(猪谷千香氏のハフポストへの投稿より10/28)

海老名市立図書館の選書

1) 1冊の問題ではない

図書館は地域の状況や、社会状況、利用状況、蔵書などを勘案しながら、図書館のミッションに近づけるという方向で選書を行う。

したがって、購入した資料についてなぜ選んだのか、という説明できることが求められる。

2) 市長や教育長の介入

本来、図書館はミッションを示し、サービス計画に基づき自らの責任で選書する必要がある。購入したものに対し、市長や教育長などが点検を行うのは「検閲」的行為である。

3) 公共図書館の機能

公共図書館には「資料提供機能」「保存機能」「教育機能」があり、その機能が住民に役立つよう努めなければならない。指定管理者制度での図書館であっても公共機関である限り、この機能は保持されなければならない。

現在の状況（2018.11現在）

- ・レファレンスサービス皆無、郷土史等の調査・研究するにも関連する書籍がばらばらに配架されている。
- ・多くの雑誌類もバックナンバーがない、20年前の山岳雑誌が配架されている、また、官公庁発行の白書類、年鑑等もやはり20年前のものが配架されている。
- ・パソコン関連の新刊書籍はほとんど皆無。
- ・蔵書としての児童書が減っている。

現在の状況（2018.11現在）

1 階の 90 %以上をCCCのツタヤ書店、スタバが占拠、その面積は 536.6 m²です。

賃料は坪・月額 1,775 円という超・超安値で市はCCCに貸しています。

市は駅を挟んで図書館と反対側に市民サービスの窓口として民間ビルを借りています。

36.63 m²、月額 254,840 円、坪・月額 23,000 円でこれは相場です。

市はCCCに相場の 13 分の 1 で貸していることになります。

平成30年度に契約更新があり、CCCとTRCに加え、相鉄が加わっています。

大和市立図書館（シリウス）

2016年
11月3日
オープン
入口



たぶん
2m以上！

頭が高い



ダミー

379

社会教育

大和市立図書館 (シリウス) も 覗いてみる



児童コーナーに
6段書架
約180cm



公共施設等総合管理計画

公共施設等総合管理計画策定指針の概要②

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

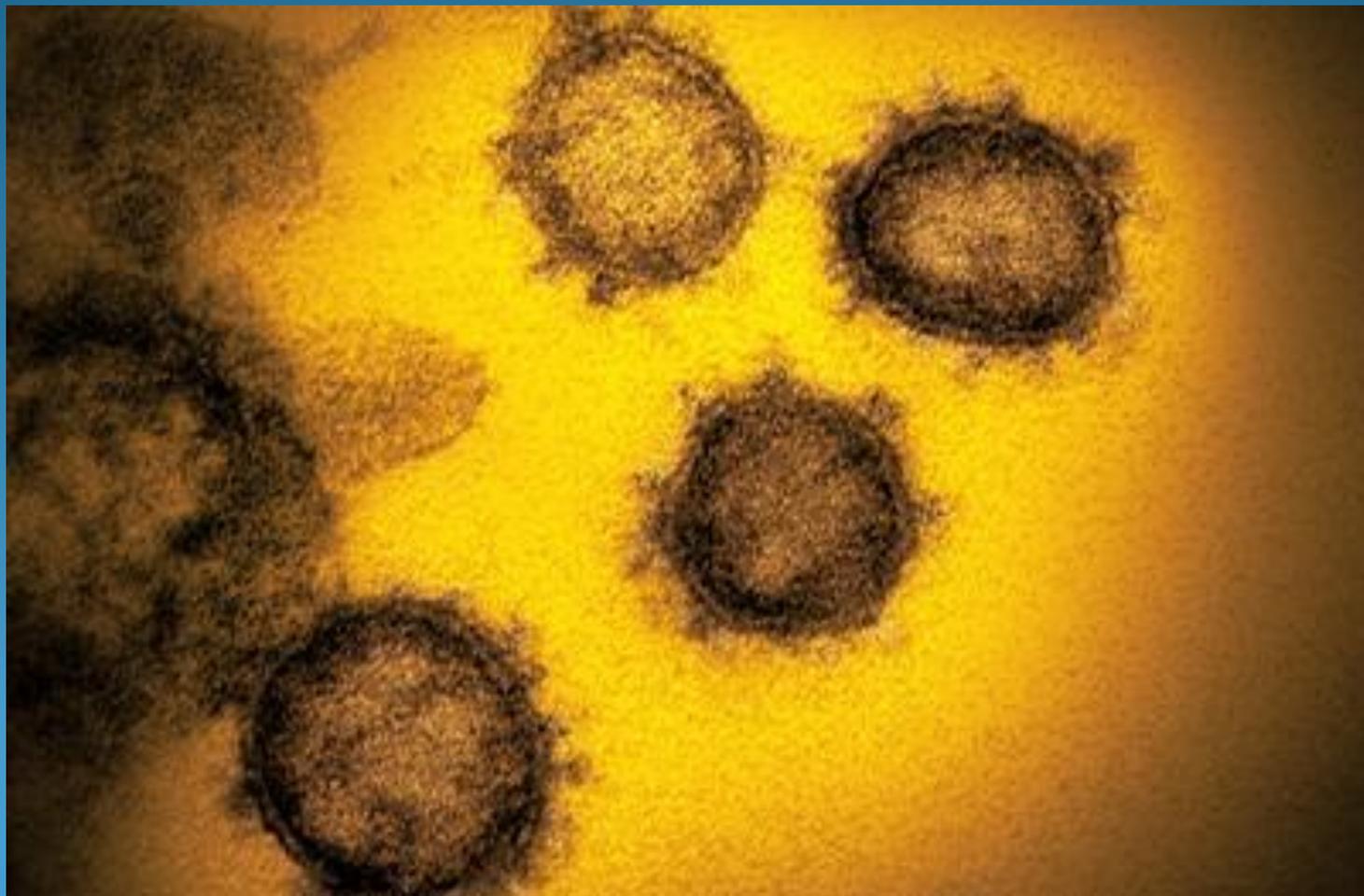
まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

新型コロナウイルスと図書館



危機管理マニュアル

「危機管理マニュアル」

座間市立図書館
危機管理マニュアル



危機管理マニュアルを作ろう！

座間市立図書館
2017.10

・危機管理にはマニュアルが必要である。



・基礎知識と基本的対応のスキルがあってこそ応用が利く。



・作る過程で、自館の点検や危険個所の把握、外部との連絡方法などの予防的措置を講じることができる。



「危機管理マニュアル」

内容 No.4	凶器（刃物・鉄棒・油類等の危険物）を持って入館	
1. 予防措置		備考
①図書館としての姿勢・方針（利用規則）を明確にする。 例）「危険物の持込は禁止しています。」		①掲示も行う。
2. 実際に起こったら		
①利用者に危険を知らせ、避難誘導する。 ②警察（110番）に通報する。 ③安易に近寄らず、声をかけたり刺激をしたりしない。 ④館長や管理職に連絡する。 ⑤警察が到着するまで対象者を監視する。 ⑥対象者が逃走した場合、無理に追いかけない。 ⑦けが人が出た場合は、適切な処置や救急車の出動要請（119番通報）を行う。		⑥対象者の特徴、逃走した方向、車のナンバー等はできる限り記憶する。 ⑦「急病・ケガ・意識不明・急死」の項参照。 ※刺激しないように写真を撮る。
3. 事後処理		
①事件事故報告書を作成する。		
4. 関連法規		
・銃砲刀剣類所持等取締法第22条		
		初版：平成16年11月26日 改訂：

※図書館で備えておくべきもの（案）

- 1) 防犯ブザー
- 2) 警笛
- 3) さすまた
- 4) 防犯盾
- 5) 懐中電灯（高出力タイプ）
- 6) ヘルメット
- 7) その他



危機管理マニュアル（座間市の事例）①

1. 危機はいつもあった

- 座間市立図書館（以下、当館）は、比較的郊外のおっとりした立地環境ということもあり、盗難などのトラブルが比較的少ない図書館です。それでも、利用者同士のけんかや痴漢などがたまにあります。
- そして平成16年のある日、立腹した利用者が持っていたペットボトルをカウンターに叩きつけ、近くにいた高齢の利用者が驚いて転倒するという事件が発生したのです。

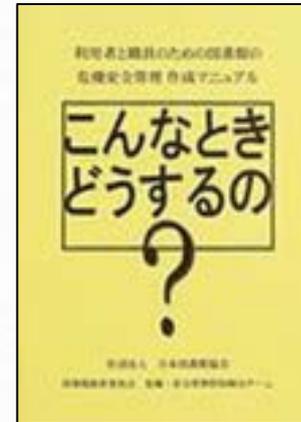
※今回のコロナ禍だけでなく、これまで起こってきたこと、これから起こるかもしれない事案に対応するには、あらかじめ想定される危機について知っておく必要がある。その上で、想定外にも対応できるような柔軟な組織作りが求められる。



危機管理マニュアル（座間市の事例）②

2. 「危機管理マニュアル」ができるまで

- その時、たまたま『こんなときどうするの？～利用者と職員のための図書館の危機安全管理作成マニュアル～』（2005年 日本図書館協会）という本が手元にあったのですが、やはり個別の事例、図書館ごとに違う状況などそのまま使うということではできませんでした。もちろんこの本はずいぶん役に立つ本ですが、やはり自館で作る必要がありました。



上の本が2005年版で、下のが2014年改訂版。

危機管理マニュアル（座間市の事例）③

3. なぜ自館で「危機管理マニュアル」を作るのか
- 1) 自館の状況を加味すること
 - 2) 状況が変わったときすぐ差し替えられること
 - 3) 事案が発生したときすぐ使えること
 - 4) 新しい事例の追加が簡単であること
 - 5) 対応が一目でわかること
 - 現場で即応できるマニュアルとしてのこのような要素を盛り込んだ当館なりのマニュアルが必要と感じた訳です。

※葉山敦美「日々の心構えが危機管理～座間市立図書館の「危機管理マニュアル」について～」神奈川県図書館協会報」2012.2より

危機管理マニュアル（座間市の事例）④

4. 「危機管理マニュアル」の完成

このようなコンセプトのもと、平成16年11月に第1版が完成しました。決裁を取りオーソライズされたのですが、当館はあいかわらず平穏で、望ましいことではあるのですが、「危機管理マニュアル」はほとんど活躍の場はありませんでした。

ただ作るとき留意したのは、平成13年9月11日にアメリカ合衆国で発生したアメリカ同時多発テロ事件です。座間市（以下、当市）には米軍基地（キャンプ座間）があり、常にテロについては警戒しておく必要があります。実際、当館の裏にある県立公園内から手作りミサイルが発射されたこともありました。

※葉山敦美「日々の心構えが危機管理～座間市立図書館の「危機管理マニュアル」について～」神奈川県図書館協会報」2012.2より

危機管理マニュアル（座間市の事例）⑤

5. 「危機管理マニュアル」の構造

右の表は一例ですが、構造はほぼ共通しています。一部、内容によっては「予防措置」などの項目が入っている場合や、図や写真を添えてある場合もあります。最新版（2017年版）は83ページほどのボリュームとなっています。

内容 No.9	放射能汚染など	
1. 予防措置		備考
①図書館としての防災計画を策定、公開する。 ②「座間市放射性物質災害対策計画」を確認し、備えを怠らないようする。 ③国、県、市、消防、警察、自衛隊等の情勢や情報に注意する。 ④防災訓練の見直しと訓練の実施。 ⑤できればガイガーカウンターを独自に備える。		
2. 実際に起こったら		
<放射能汚染が想定される場合> ① 原子力緊急事態宣言が出され、緊急事態応急対策を実施すべき区域に座間市が入った場合には市役所担当部署に確認の上、対応を決める。 ② 「座間市地域防災計画－放射性物質災害対策計画」に基づき屋内退避以上の勧告が出た場合は、放送によりその旨を利用者に伝えるとともに、帰宅を促す。 ③ 市役所の関連部署と連絡を取りながら対応する。		①あるいは②の場合、基本的には閉館し、利用者には帰宅を促す。ただし、超高濃度の汚染等により、外出が困難な場合は、図書館内の待機をお願いする。ただし、市役所あるいは警察、自衛隊等から特段の指示がある場合は、その指示を優先する。
3. 関連法規		
原子力災害対策特別措置法 第15条（原子力緊急事態宣言等）		
		初版：平成23年5月17日 改訂：

危機管理マニュアル（座間市の事例）⑥

6. そして東日本大震災（以下、3.11）が起こった

平成23年3月11日、「3.11」が起こったとき私は神奈川県図書館協会（以下、神図協）の研修委員として神奈川県立図書館内の会議室で研修を担当していました。その後は皆さんもご存じのように「3.11」以前と以後で危機管理に関する考え方が大きく変化しました。

それでは当館で作っていた「危機管理マニュアル」は「3.11」で役に立ったのでしょうか。残念ながら私は出張中であり、当日の様子は判りません。ただ、地震は想定して項目にあったものの、停電や大量の本の落下などは項目になく、その場の判断で対応したようです。

※葉山敦美「日々の心構えが危機管理～座間市立図書館の「危機管理マニュアル」について～」神奈川県図書館協会報」2012.2より

危機管理マニュアル（座間市の事例）⑦

7. より実用的なマニュアルに向けて

「3.11」以後は、日本は地震だけでなく噴火など何が起こってもおかしくないということを感じ、「危機管理マニュアル」の改訂に着手し地震の項目を強化するとともに、放射能や噴火に関する項目などを追加しました。それとともに、再度決裁をとり、事務所の中に常置しています。

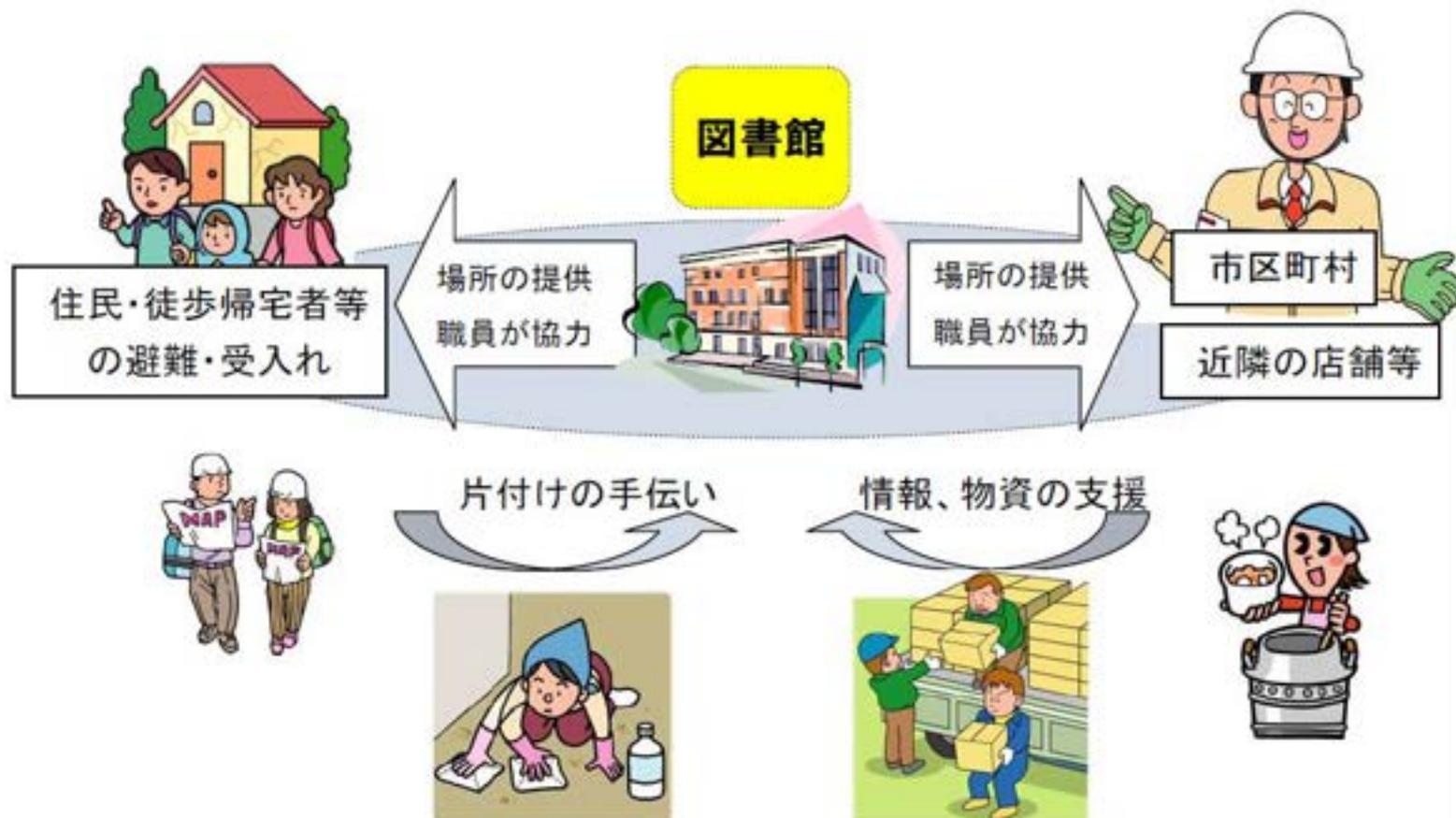
ただ、一番重要なことは完璧なマニュアルを作るのではなく、個々の職員が「危機管理マニュアル」をベースに危機に対して予防できるものは予防し、緊急時にはマニュアルになくとも適切な対応ができるようになることです。そのためには常に全職員が危機に対する感覚を磨くことを進めていく、そのようなマネジメントを行うことにあると思います。

災害時の図書館



災害と地域の中の図書館

図書館と地域とのネットワーク例



東日本大震災と図書館

表3 東北3県と神奈川県図書館の被害状況比較⁹⁾

	岩手県	宮城県	福島県	東北3県計	神奈川
回答館数	58	39	64	161	75
人的被害があった館	2	2	0	4	未調査
人的被害人数	8	2	0	10	未調査
建物・設備被害があった館	27	31	36	94	31
うち書架の転倒があった館	0	6	0	6	7
図書館資料などに被害があった館	52	38	54	144	43
臨時休館(当日のみを除く)した館	57	39	44	140	38

※白石 智彦「図書館における地震対策-東日本大震災を教訓として」神奈川県立図書館紀要 10号 神奈川県立図書館 2013年2月 p128

震災と図書館

第一段階

揺れ(さらにはそれに付随する津波や液状化現象など)が図書館を襲い、建物・書架その他の設備や蔵書にダメージを与える

第二段階

第一波の揺れが収まった後、来館者・職員の避難

第三段階

揺れやその他の現象が治まり(揺れについては余震の問題があるが)、図書館の復旧やサービス再開に着手する。

図書館が震災に備えるという事は、この3段階についての備えを行うということとイコールである。

コロナ禍と図書館



感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの要領
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのぼすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する (口・鼻を覆う) ディッシュ・ハンカチで 口・鼻を覆う 袖で口・鼻を覆う



何もせずに 咳やくしゃみをする

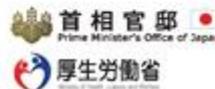
正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を 確実に覆う 2 ゴムひもを 耳に掛ける 3 隙間がないよう 鼻まで覆う



咳やくしゃみを 手でおさえる



■ 詳しい情報はこちら

厚生労働省

検索



※厚生労働省のHPより

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

コロナ禍と図書館サービス ①

1. コロナ禍とは

- NHKの報道によると、新型コロナウイルスが最初に確認されたのは**2019年12月中旬**で、武漢市の海鮮市場と言われている。もっと早くから一部で発生していたという情報もある。
- 台湾は年末から武漢の現地報道などを注視しており、**12月31日にWHOに伝え、入境時の検疫も強化した**。陳氏は「隔離治療は、ヒトからヒトへの感染の可能性があることを意味する」と指摘し、WHOが台湾の情報を生かしていれば、感染拡大に早く対処できたと主張した。**中国側の専門家である鍾南山氏が公式にヒトからヒトへの感染を認めたのは、1月20日だった**。（「朝日新聞デジタル」2020年4月11日 21時23分より）

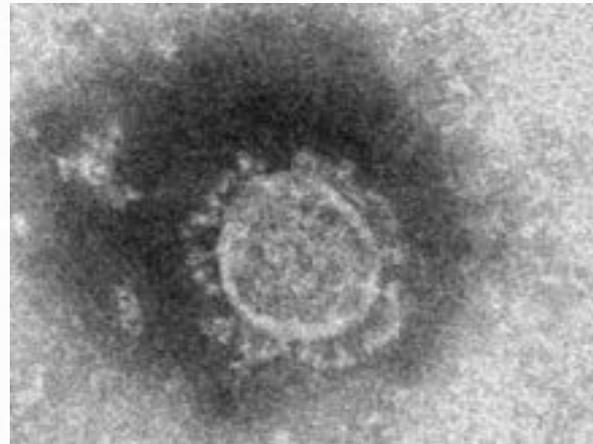
**※無為の1ヶ月！中国の春節が1月24日～30日で、多くの人
が国内だけでなく世界中に移動したことが、感染を拡げた。**

コロナ禍と図書館サービス ②

2. WHOの対応の遅れ

世界保健機関（WHO）は**3月11日**、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大について「パンデミック」を宣言した。WHOによると、新型コロナウイルスの症例数は11万8000例に達し、4000人以上が死亡した。ウイルス感染は南極を除く全大陸で確認されている。WHOのテドロス・アダノム事務局長は、「コロナウイルスによって引き起こされるパンデミックはこれまで見たことがなかった。同時にコントロールできるパンデミックもまだ見たことがない」と指摘した。

（「CNN」2020.03.12より）



コロナ禍と図書館サービス ③-1

3. テドロス・アダノム事務局長語録

2020年

1月22日 「習近平国家主席と李克強首相の対応は非常に貴重である」

1月23日 「世界的な緊急事態になっているわけではない」

1月28日 「中国側はオープンかつ透明性のある情報開示をしている」

1月29日 「中国以外でも大規模な発生の可能性がある」

1月30日 WHOが非常事態宣言。「中国との取引や旅行を取りやめる理由はない」

2月7日 「マスクの世界的な在庫はWHOと国々のニーズを満たすのに不十分でる。医療用のマスクなどは最も必要なところに確実に届ける必要がある。」

※WHOのテドロス事務局長の語録だが、常に状況に比べて楽観的で、不適切な情報発信があちこちで見られる。

コロナ禍と図書館サービス ③-2

3. テドロス・アダノム事務局長語録

2020年

2月18日 「他のコロナウイルスほど致命的ではないようだ」

2月24日 「パンデミックという言葉は現実には即していない、恐怖を引き起こす可能性がある」

2月27日 「ウイルスが社会で自由に広がっているという証拠はまだない」

3月11日 「パンデミックにあるとみられると評価した」

(WHOのライアン氏は、2月28日に「マスクをしていないからといって、感染の可能性が必ずしも上がるわけではない」と発言)

※歴史トラベル「WHOテドロス事務局長語録」より

<https://rekisitravel.com/%E3%83%86%E3%83%89%E3%83%AD%E3%82%B9%E4%BA%8B%E5%8B%99%E5%B1%80%E9%95%B7%E8%AA%9E%E9%8C%B2/>

コロナ禍と図書館サービス ④

4. 日本の対応（新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言）

政府は4月7日に7都府県に緊急事態宣言を出した。その後、7都府県以外でも感染者が増え続けている地域が出ており、4月16日夜、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言の区域を、全都道府県に拡大することを正式に決めた。期間は16日から、先行して宣言が出た東京や大阪など7都府県と同じ5月6日までとした。

（「朝日新聞デジタル」2020年4月16日 20時55分より）

※3月4日、クルーズ船含む国内感染者が1000人超したことを考えると、緊急事態宣言まで1ヶ月はかかりすぎではないだろうか。

コロナ禍と図書館サービス ⑤

葛飾区、図書館・博物館を休館 保健所に応援職員派遣

2022年2月4日 2:00 [有料会員限定]



東京都葛飾区は新型コロナウイルス感染拡大で逼迫する保健所業務を支えるため、一部の図書館と博物館を休館にして人員を派遣する。1日あたり約20人、延べ約440人規模の応援体制を整備する。

※日本経済新聞 2022年2月4日の記事より<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO79838600T00C22A2L83000/>

コロナ禍と図書館サービス ⑥

2022年2月7日から2月28日まで、東京都の葛飾区立図書館が、新型コロナウイルス感染症対策に関する保健所応援業務のため全館休館すると発表しています。
休館期間中は、資料の予約・予約資料の受取、ブックポストへの資料の返却、利用者登録・更新・変更、館内の資料検索機の利用、メールでのレファレンスは可能と述べられています。

※カレントアウェアネス・ポータル 2022年2月7日より <https://current.ndl.go.jp/node/45603>

※岡山市立図書館や杉並区立図書館でも同様の状況が発生している。

コロナ禍と図書館サービス ⑦

岡山市業務継続計画（BCP）に基づき、岡山市立図書館は、3月6日（日曜日）まで、臨時休館いたします。（※予約資料のお渡しはできます。）※3月8日（火曜日）（足守図書館は7日（月曜日））から通常の開館となります。

岡山市業務継続計画（BCP）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策業務に職員を派遣することに伴い、通常の開館が困難になるため、岡山市立図書館は、3月6日（日曜日）まで臨時休館いたします。ご理解・ご協力をお願い致します。

※3月8日（火曜日）（足守図書館は7日（月曜日））から通常の開館となります。

※中央図書館は引き続き、中央図書館第3駐車場内に設置する仮設館内の臨時窓口での対応となります。

臨時休館の期間：令和4年1月21日（金曜日）から3月6日（日曜日）まで

※期間中、移動図書館の運行、行事の実施についても中止いたします。

※岡山市のホームページより <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000029925.html>



図書館の役割は何か？
休館してそれは果たせるのか？

新型コロナウイルスと図書館

著作権法の改正を中心に

著作権法の改正

- 「著作権法の一部を改正する法律」が、第204回通常国会において、令和3年5月26日に成立し、同年6月2日に令和3年法律第52号として公布されました。
- 本法律による改正事項(1)図書館関係の権利制限規定の見直しのうち、
 - ①国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信に関する措置については、公布から1年以内で政令で定める日から、
 - ②各図書館等による図書館資料のメール送信等に関する措置については、公布から2年以内で政令で定める日から、また、(2)放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する措置については、令和4年1月1日から施行されることとなっています。(文化庁のHPより)

新型コロナと図書館 1

- 日本図書館協会の公衆送信権等の時限的制限についての協力依頼について
- 新型コロナウイルス感染症に係る図書館活動についての協力依頼（公衆送信権等の時限的制限について） 2020年4月24日発出

1 各図書館で所蔵された資料を用いた読み聞かせやお話し会を録音又は録画し、図書館利用者に対し、インターネットなどにより公衆送信することを、お認めいただきたい。

2 外出ができない図書館利用者への時限的サービスとして、利用者の求めに応じて行う当該図書館所蔵資料の文献複写サービスにおいて、その複写物を電子メールやFAXなどにより、図書館利用者及び病院等の公共施設等に送信することを、お認めいただきたい。

なお、上記の措置は、各図書館において通常のサービスが可能となり、当該図書館利用者の自由な外出が可能となり次第、終了するものとします。

この要請や、保育園等からの要望が次のスライドに繋がってきます。

新型コロナと図書館 2

- オンライン朗読、著作権の壁 図書館には許可する動きも
 - 読み聞かせと著作権
 - 新型コロナウイルスの感染拡大で巣ごもり傾向が続くなか、絵本などをオンラインで朗読したいという相談が出版社に相次いでいる。だが、認められるのは一部という。なぜダメなのか？

- 著作権法は、小学校や幼稚園、家庭内での朗読や読み聞かせを認めているが、その様子を撮影してネット配信するには作家ら著作権者の許可が必要だ。
- 前向きな動きもある。芥川・直木賞作家ら約2千人の会員を抱える「日本文芸家協会」は、図書館による朗読動画の配信を期間限定で認める方針だ。絵本作家や詩人らの著作権を管理する「日本ビジュアル著作権協会」も、中川李枝子氏や五味太郎氏、茨木のり子氏ら約200人の作品について同様の方向で了承をとった。

新型コロナと図書館 3

- 図書館の本、スマホで閲覧可能に 文化庁が法改正検討
 - 図書館の蔵書の電子データを利用者のパソコンやスマートフォンに送れるようにする著作権法の改正を、文化庁が検討している。9日にも同庁の文化審議会が報告書をまとめる。法改正が実現すれば、市場に流通している書籍の内容の一部を手元の端末で読めるようになる。



- 蔵書の内容の一部（単行本の場合は著作物全体の半分まで）を図書館で複製するサービスをデータ送信に広げる。現在は館内での手渡しや郵送など紙での提供に限られるが、ファクスやメールでデータを送ることも認め、利用者の端末で読めるようにする。絶版本など入手が難しい書籍は、国会図書館から利用者に直接送信できるようにする。いずれの場合もデータの印字が可能だ。ただ、複製サービスの対象には流通している書籍も含むため、データ送信によって作家や出版社ら権利者に不利益が生じる恐れがある。報告書案では、権利者に補償金を支払うよう図書館を設置する自治体などに義務づけるとしている。

- ※朝日新聞デジタル2020年11月6日の記事より

この報道の後に出た
報告書が次のスライド
の内容です。

新型コロナと図書館 4

- **図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書**（第20期 文化審議会著作権分科会 法制度小委員会図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム 令和2年1月13日）

◆知的財産推進計画2020（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）（抄）

【本文】

絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

【工程表】

図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについては、2020年度内早期に文化審議会での検討を開始し、2020年度内に一定の結論を得て、法案の提出等の措置を講ずる。

- 図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書

- <経過>

- 著作権法（以下「法」という。）第31条に規定する図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスなどについてのニーズが顕在化した。こうした状況を踏まえ、「知的財産推進計画2020（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）」において、図書館関係の権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることが短期的に結論を得るべき課題として明記されたことから、早急に対応を行う必要がある。

新型コロナウイルスと図書館 6

- 図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）

2. 対応の方向性

図書館等が保有する多様な資料のコピーをデジタル・ネットワーク技術の活用によって簡便に入手できるようにすることは、コロナ禍のような予測困難な事態にも対応し、時間的・地理的制約を超えた国民の「知のアクセス」を向上させ、また、研究環境のデジタル化により持続的な研究活動を促進する上で極めて重要であり、図書館等の公共的奉仕機能を十分に発揮させる観点からも、可能な限り、多様なニーズに応えられる仕組みを構築することが望まれる。

他方、入手困難資料以外の資料（市場で流通している資料。新刊本を含む。）について、簡便な手続により大量のコピーが電子媒体等で送信されるようになれば、たとえそれが著作物の一部分であっても、正規の電子出版等をはじめとする市場、権利者の利益に大きな影響を与え得ることとなる。

このため、権利者の利益保護の観点から厳格な要件を設定すること及び補償金請求権を付与することを前提とした上で、図書館等が²⁸図書館資料のコピーを利用者にFAXやメール等で送信することを可能とすることとする²⁹。その際には、きめ細かな制度設計等を行う必要がある一方で、図書館等において過度な事務的負担が生じない形で、スムーズに運用できる仕組みとすることも重要である。

新型コロナと図書館 7

- 補償金請求権の付与 1

① 基本的な考え方

上記（１）～（３）の措置によって、権利者の利益が大きく害される事態は防止することができるものと考えられるが、図書館等からのメール送信等によって国民が迅速かつ簡易にパソコンやスマートフォンで必要なデータを入手・閲覧することができるようになれば、権利者の利益に相当程度の影響を与えることが想定される。

このため、今回、新たに図書館等によるメール送信等を可能とすることに伴って権利者が受ける不利益を補償するため、補償金請求権を付与することが適当である⁴⁴。

新型コロナと図書館 8

- 補償金請求権の付与 2

(vi) 支払い主体・実質的な負担者

法律上の補償金の支払い主体は、著作物の利用主体（送信主体）である「図書館等の設置者」とする。

なお、その場合でも、実際の補償金負担は、サービス利用者に転嫁される場合が多いと考えられる⁵¹ところ、公立図書館の無料公開の原則（図書館法第17条）との関係では、(ア) あくまで付加的なサービスであること（図書館資料の閲覧・貸出という基本的なサービスについては無料が維持されること）、(イ) 本件補償金は、現行の図書館資料のコピー・郵送サービスにおける印刷代・郵送代と同様、「実費」として捉えられることなどから、特段の問題は生じないものと考えられる。

新型コロナと図書館 9

- 補償金請求権の付与 3

① サービス利用者の登録

送信サービス利用者による不適切な行為を防止する観点から、図書館等においては、あらかじめ、著作権法の規定やサービスの利用条件等を明示した上で、それに同意した者を登録し、登録した者を対象として送信サービスを実施することとすべきである。

② 脱法行為の防止

権利者団体からは、複数回に分けて申請して全文を取得するなどの脱法行為が行われることを懸念する意見も出ていることから、図書館等においては、同一の者から同一の資料について送信の請求があった場合には、送信の可否を慎重に精査することとすべきであると考えられる⁵²⁵³。なお、補償金額の水準によっては、そもそも、こうした脱法行為が行われる懸念は解消し得るものと考えられる。

③ 契約上の義務との関係

図書館等が直接契約に基づいて書籍・論文・新聞等のデータ提供を受けている場合に、当該契約において公衆送信不可などの利用条件等が定められている場合には、今回の図書館資料の送信サービスに当たり、基本的に、「契約上の義務」として、その利用条件等に従う必要があると考えられる⁵⁴⁵⁵。

新型コロナと図書館 10

- 図書館関係の権利制限規定の見直し

第3章 まとめ（関連する諸課題の取扱いを含む。）

本ワーキングチームにおける現時点での検討結果は、第2章に記載したとおりであり、権利者の利益保護を図りつつ国民の情報アクセスを早急に確保する観点から、政府においては、この内容に沿って早急に法整備等の対応がなされることを期待する。

他方、図書館関係の権利制限規定に関しては、第2章の各所に記載したもののほか、法第31条の対象となる「図書館等」の範囲など、多岐にわたる課題が残されているため、引き続き、幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、検討を継続していく必要がある。

とりわけ、小・中・高の学校図書館を法第31条の対象となる「図書館等」に追加することについては、昨今、アクティブラーニングなど従来の授業の枠にとらわれない児童生徒等の主体的な学習が重視されるとともに、オンラインでの教育・指導等が普及する中で、図書館における各種サービスへのニーズも高まっていると考えられるところ、本ワーキングチームの議論においても追加すべきとの意見が大勢であった。これを踏まえ、政府においては、現在、関係団体間で行われている協議の状況をみながら、学校図書館に期待される役割等を十分に勘案の上、早急に適切な対応がなされることを期待する。

新型コロナと図書館 11

- 図書館関係の権利制限規定の見直し（令和3年5月）

著作権法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずる。

改正の概要

1. 図書館関係の権利制限規定の見直し

① 国立国会図書館による 絶版等資料のインターネット送信

- ・ 国立国会図書館が、**絶版等資料**（※）のデータを、図書館等だけでなく、**直接利用者に対して**も送信できるようにする。

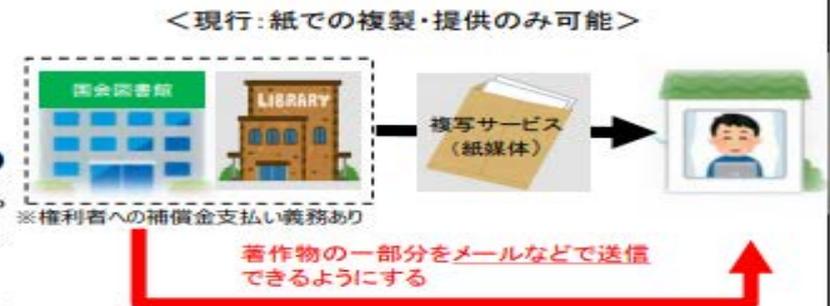
（※）絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料



② 各図書館等による 図書館資料のメール送信等

- ・ 図書館等が、現行の複製サービスに加え一定の条件（※）の下、調査研究目的で、**著作物の一部分をメールなどで送信できるようにする。**その際、図書館等の設置者が権利者に**補償金を支払うことを求める。**

（※）正規の電子出版等の市場を阻害しないこと（権利者の利益を不当に害しないこと）、データの流出防止措置を講ずることなど



新型コロナと図書館 12

- 図書館関係の権利制限規定の見直し（令和3年5月）

1. ② 図書館等による図書館資料のメール送信等（第31条第2項等関係）

【現行制度・課題】

- ・ 国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等は、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分（「半分まで」というのが一般的な解釈・運用）を複製・提供（郵送を含む）することが可能。
 - ⇒ メールなどでの送信（公衆送信）は不可
 - ⇒ デジタル・ネットワークを活用した簡易・迅速な資料の入手が困難

【改正内容】

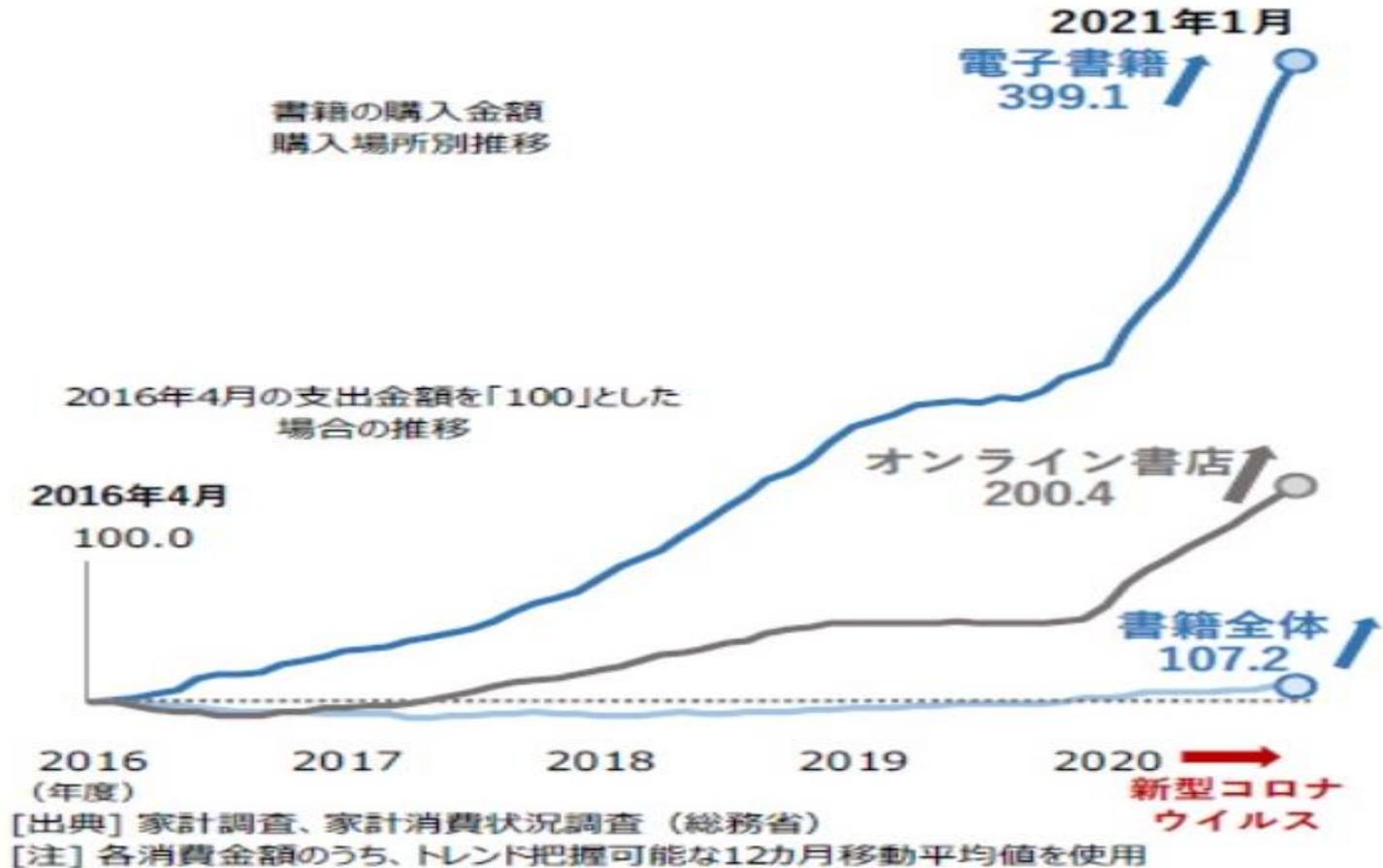
- ・ 権利者保護のための厳格な要件（次頁参照）の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分（政令で定める場合には全部）をメールなどで送信することができるようにする。
- ・ 公衆送信を行う場合には、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める。
 - （※）実態上、補償金はコピー代や郵送代と同様、基本的に利用者（受益者）が図書館等に支払うことを想定。
 - （※）補償金の徴収・分配は、文化庁の指定する「指定管理団体」が一括して行う。補償金額は、文化庁長官の認可制（個別の送信ごとに課金する料金体系、権利者の逸失利益を補填できるだけの水準とする想定）



出版界の状況

コロナと出版関連業

書籍全体では微増のなか、
電子書籍やオンライン書店への客足が伸びる



書籍全体では微増のなか、電子書籍やオンライン書店への客足が伸びる

出版関連業者の売上状況

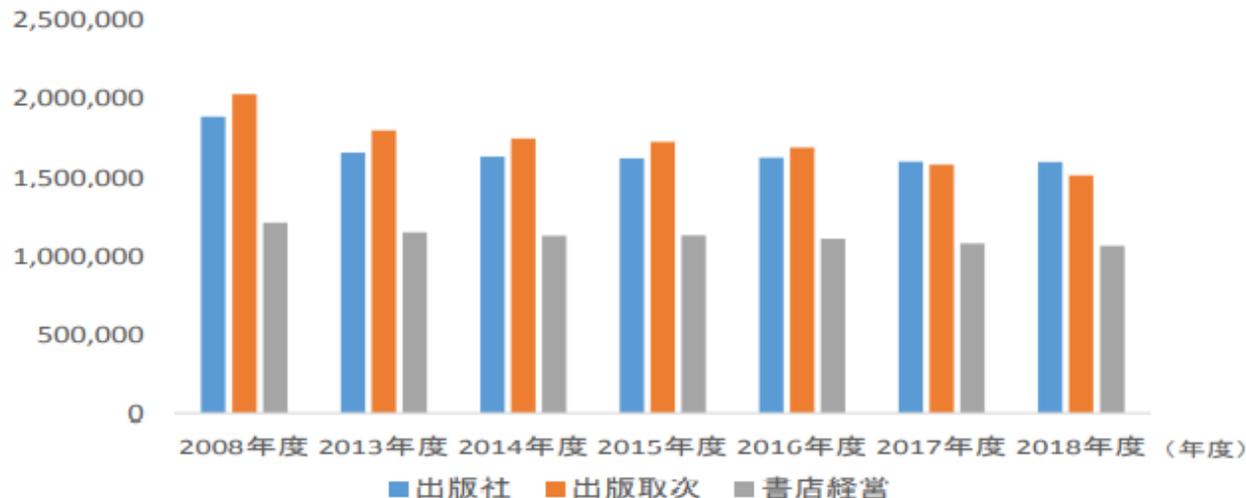
総売上高推移

(百万円)

	社数	2008年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	08→18年度 増減	17→18年度 増減
出版社	1,757	1,886,274	1,662,782	1,638,991	1,628,350	1,632,477	1,606,586	1,603,647	▲ 282,627 ▲ 15.0%	▲ 2,939 ▲ 0.2%
出版取次	704	2,028,132	1,797,239	1,745,864	1,724,707	1,689,595	1,587,554	1,519,532	▲ 508,600 ▲ 25.1%	▲ 68,022 ▲ 4.3%
書店経営	1,279	1,211,209	1,150,023	1,128,619	1,129,723	1,109,276	1,078,908	1,065,260	▲ 145,949 ▲ 12.0%	▲ 13,648 ▲ 1.3%

(百万円)

出版関連業者の業績推移



※帝国データバンク「出版関連業者の経営実態調査」2019/9/26より

出版業の倒産数

東京商工リサーチ調べ

出版業の倒産 年次推移



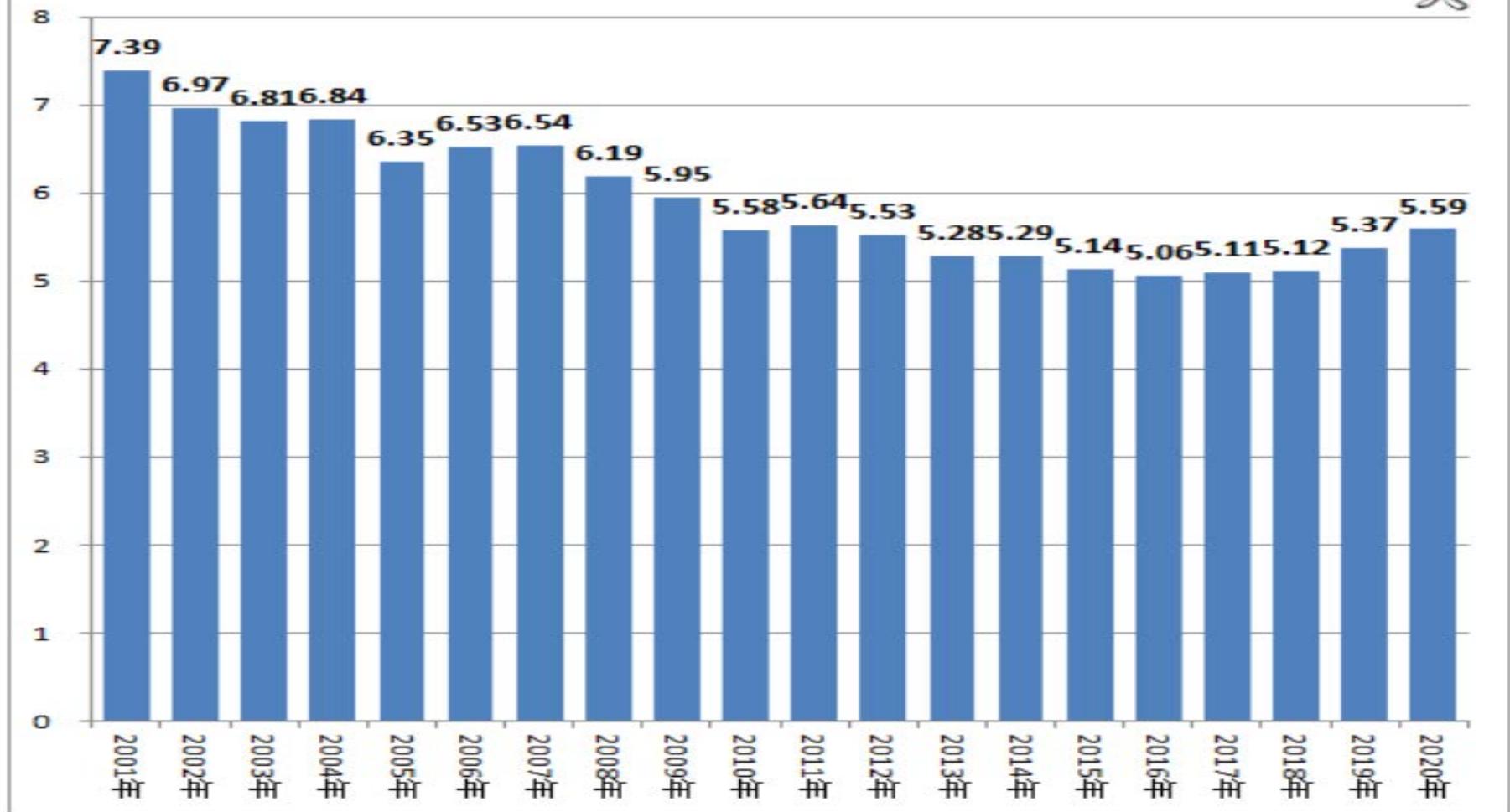
※東京商工リサーチ「2019年(1-8月)「出版業」の倒産状況」より

出版社数の推移 (ガベージニュースより)



出版社の売り上げ (ガベージニュースより)

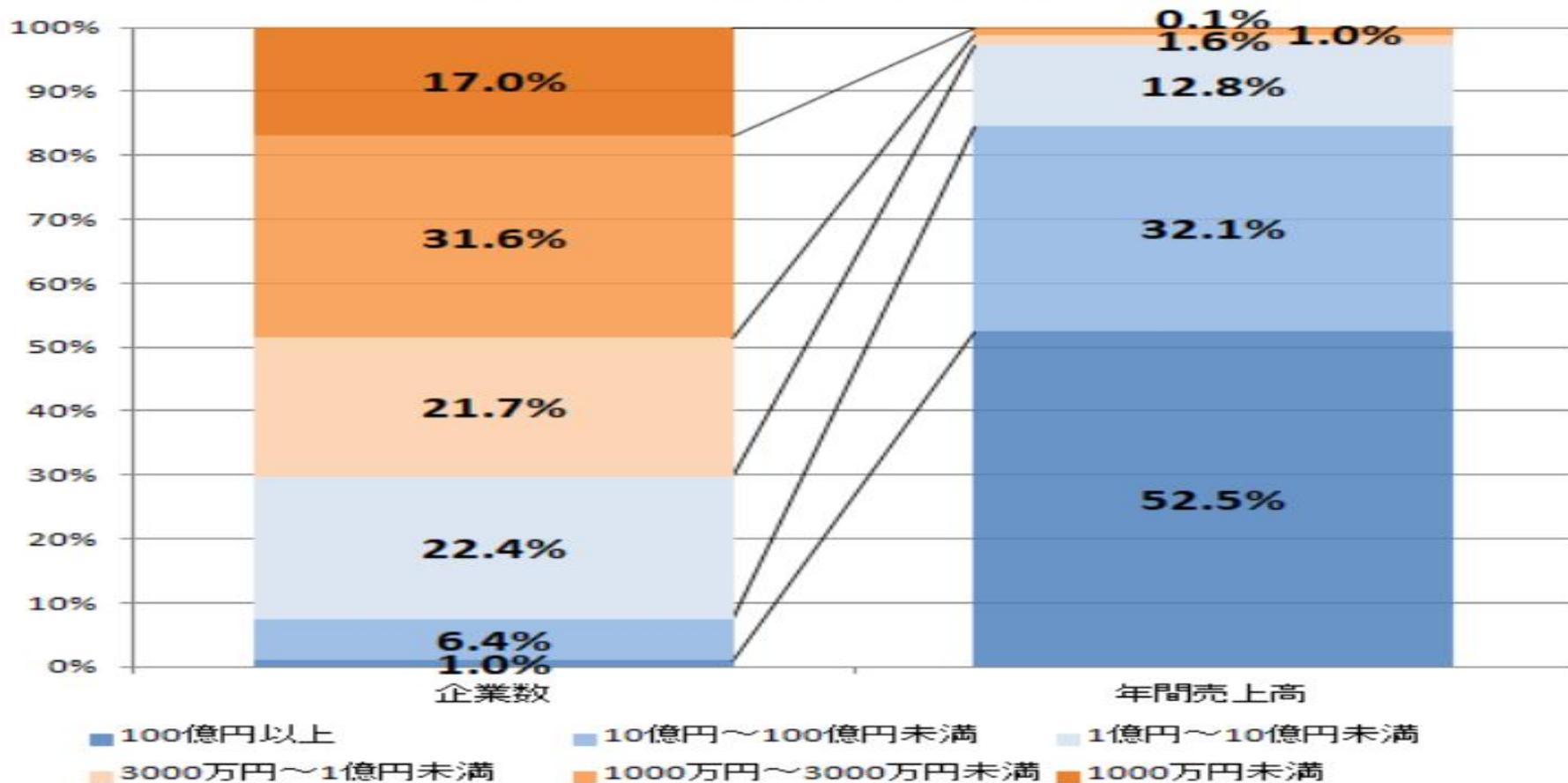
出版社1社あたりの平均売上高(億円)



↑ 出版社1社あたりの平均売上高(億円)

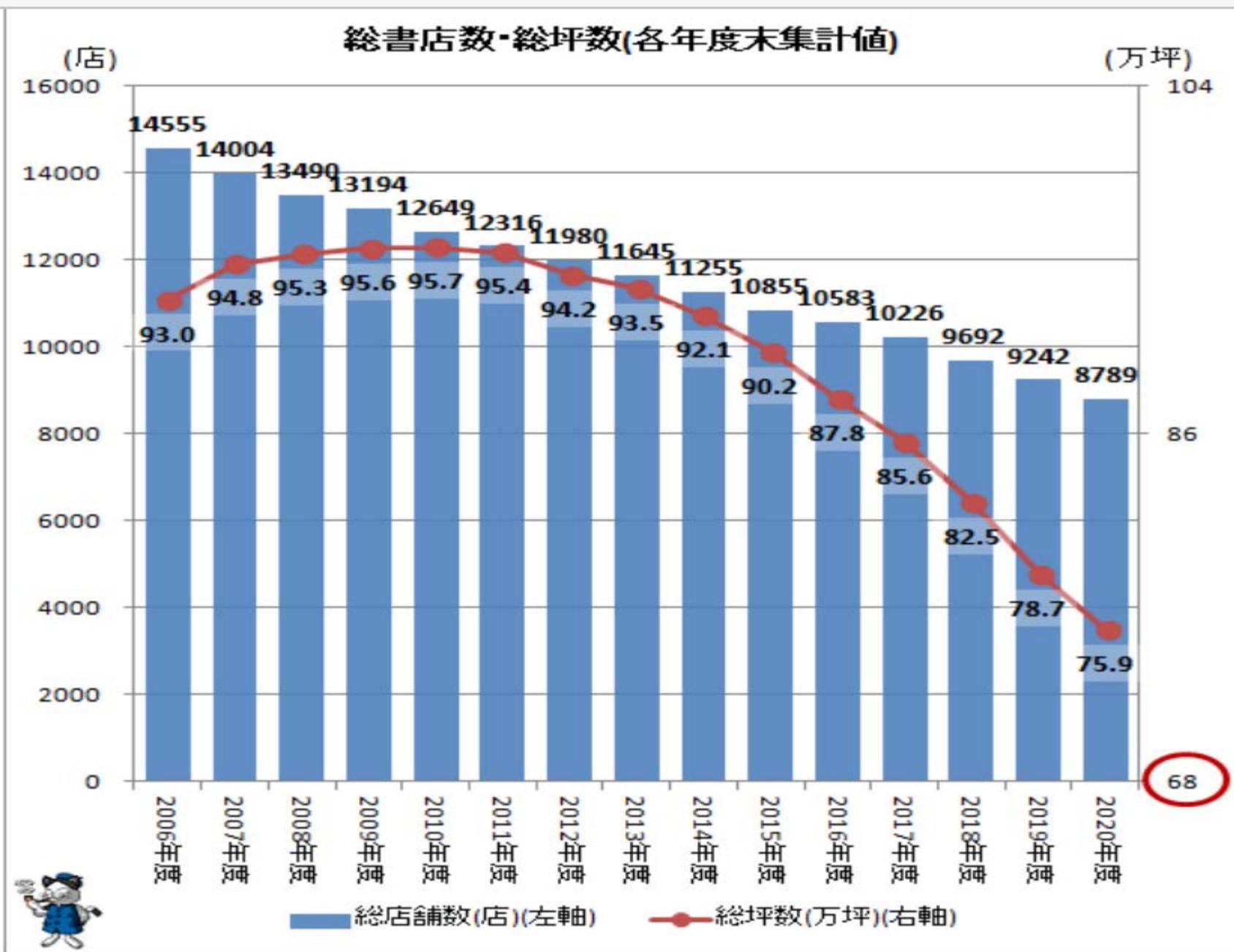
出版社の売り上げ (ガベージニュースより)

出版社年間売上高規模別出版社数と年間売上高構成比(2020年)



↑ 出版社年間売上高規模別出版社数と年間売上高構成比(2020年)

総書店数・総坪数の推移

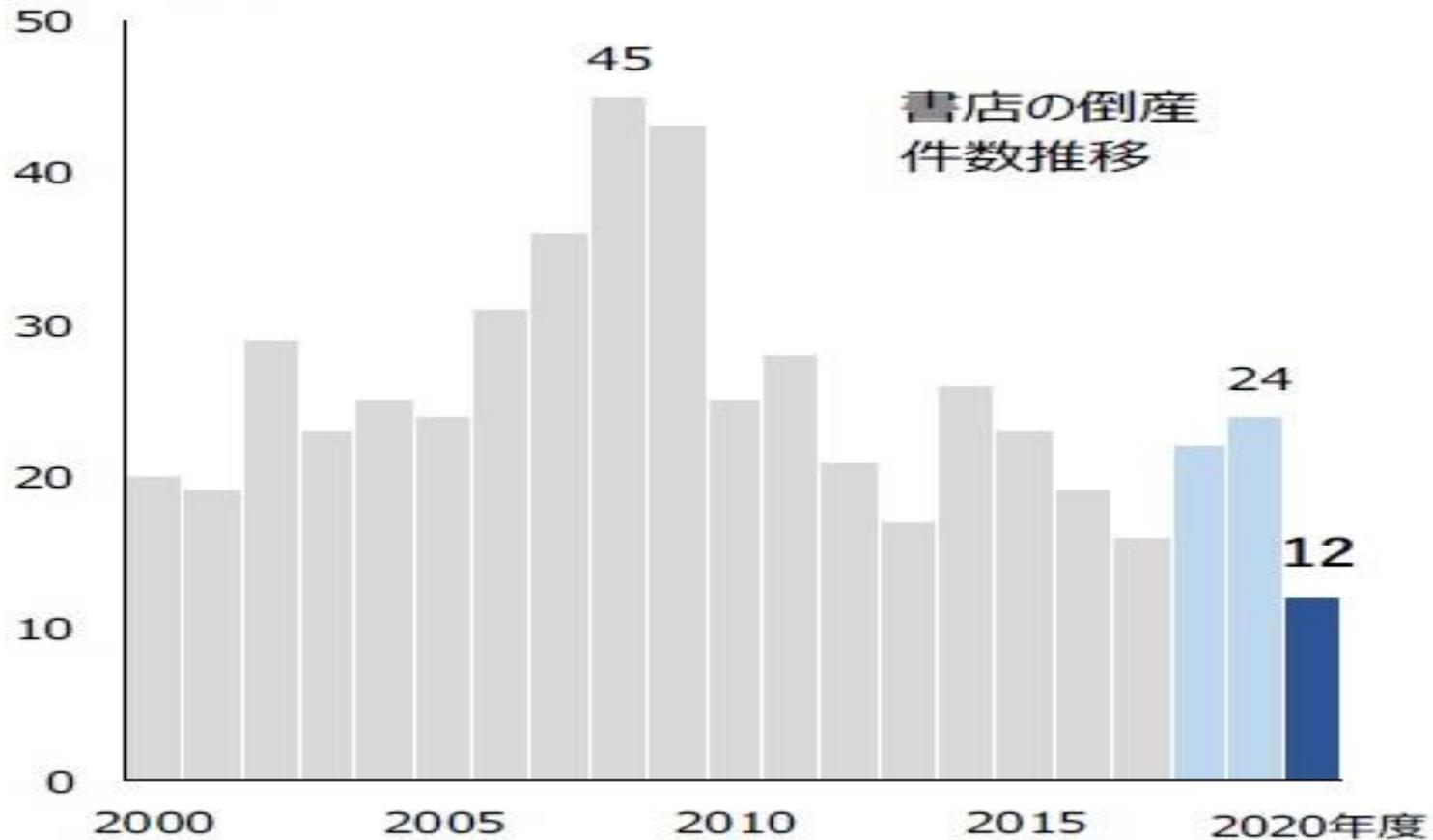


68

※ガベージニュース2021/12/04より <http://www.garbage-news.net/archives/1985414.html>

書店の倒産数

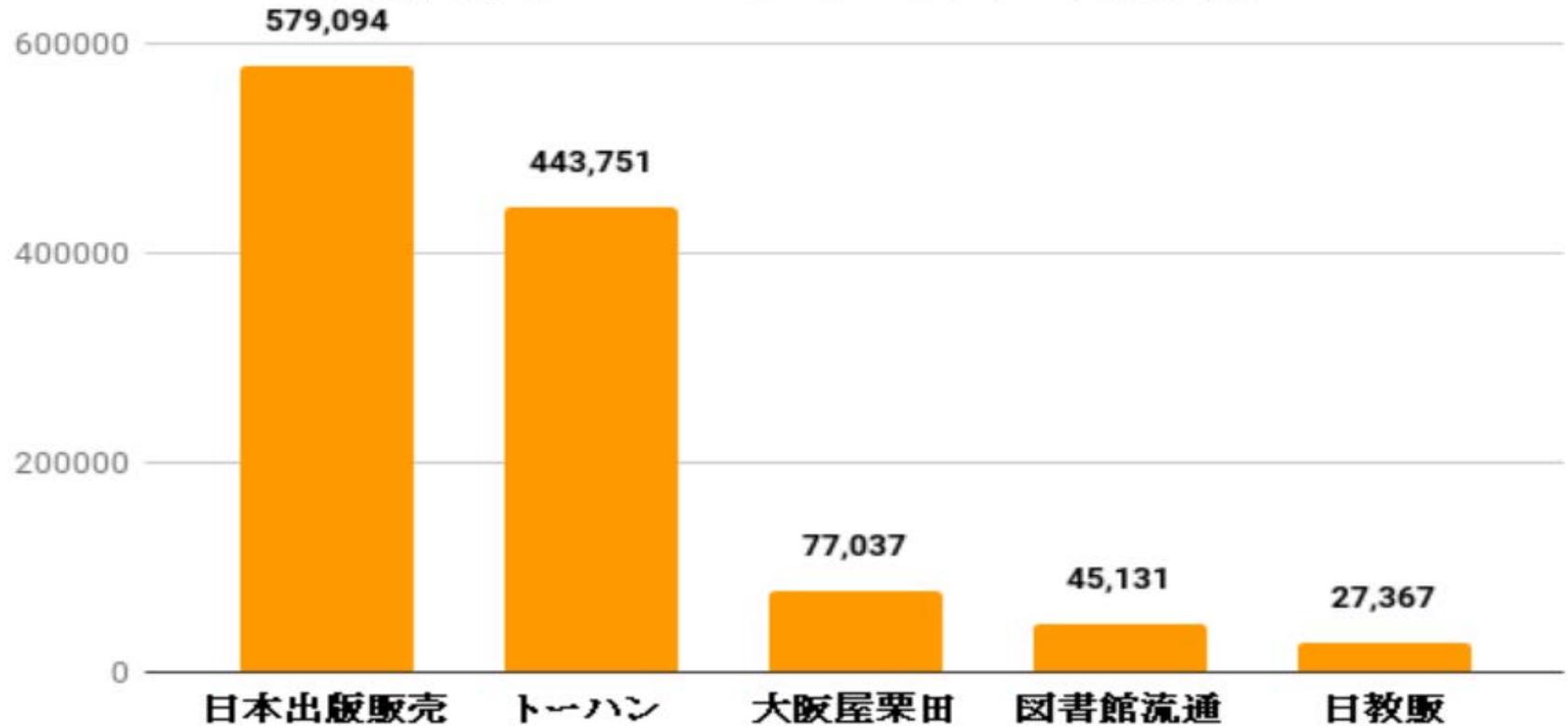
書店の倒産は 12 件で、過去最少を更新した
(件)



[注] 負債額1000万円以上の法的整理が対象

取次の売上 2017

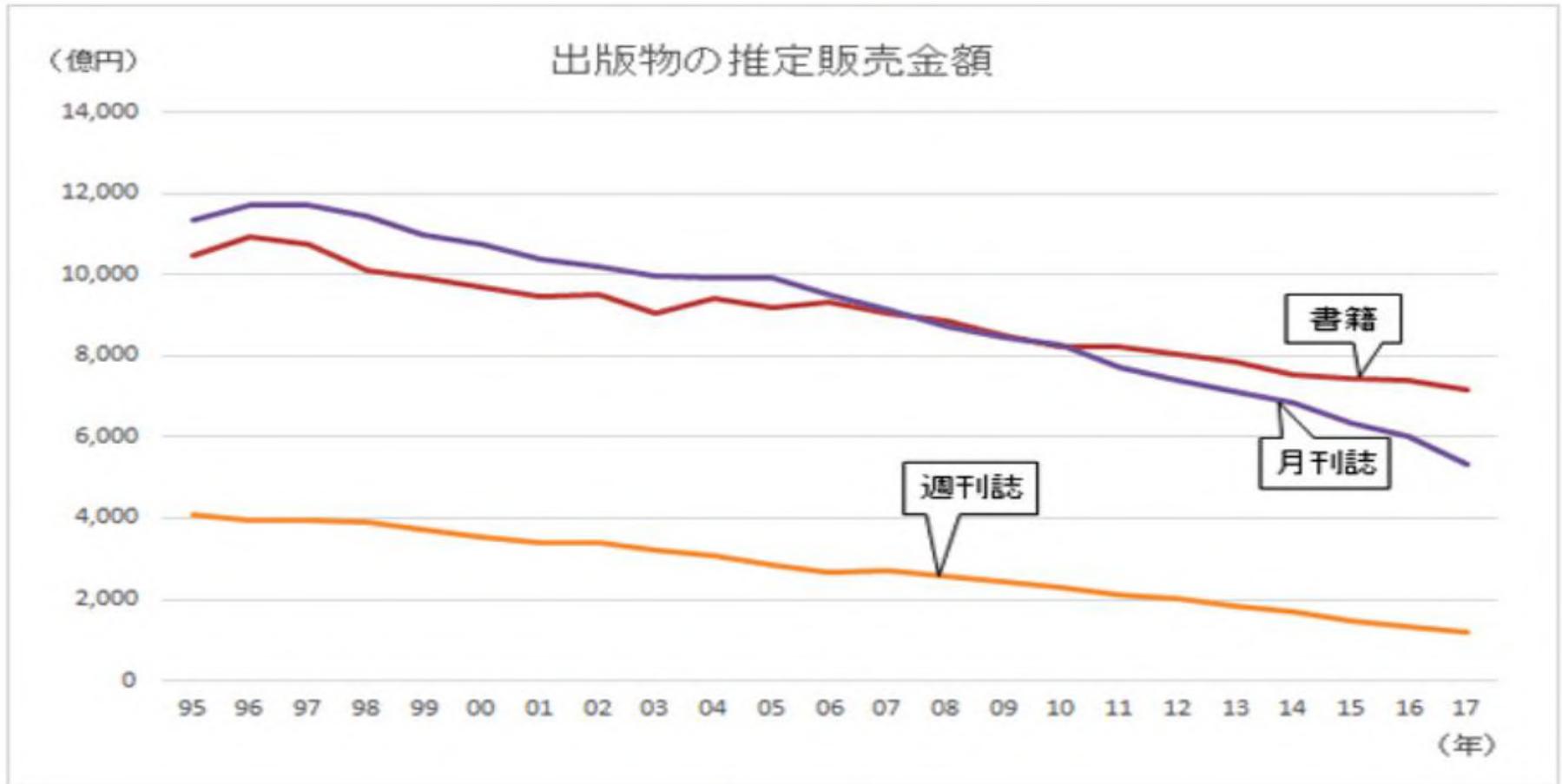
出版取次売上ランキング (単位:百万円)



参考：日本著者販促センター

雑誌も減っている

日本の出版販売額（取次レート）



引用：全国出版協会

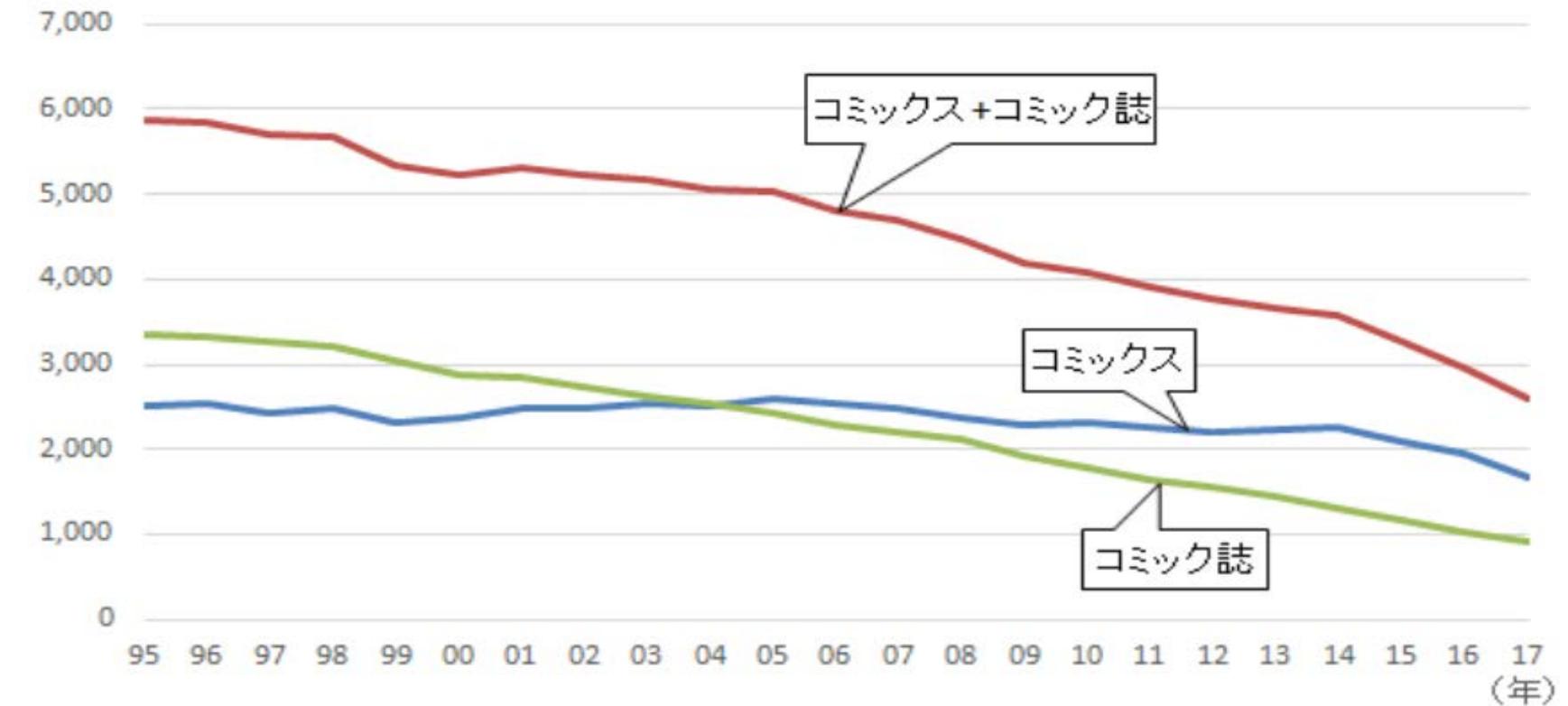
※執筆ドットコム 2022年1月18日より <https://booktrip-japan.com/media/publishing-industry/>

コミックも減っている

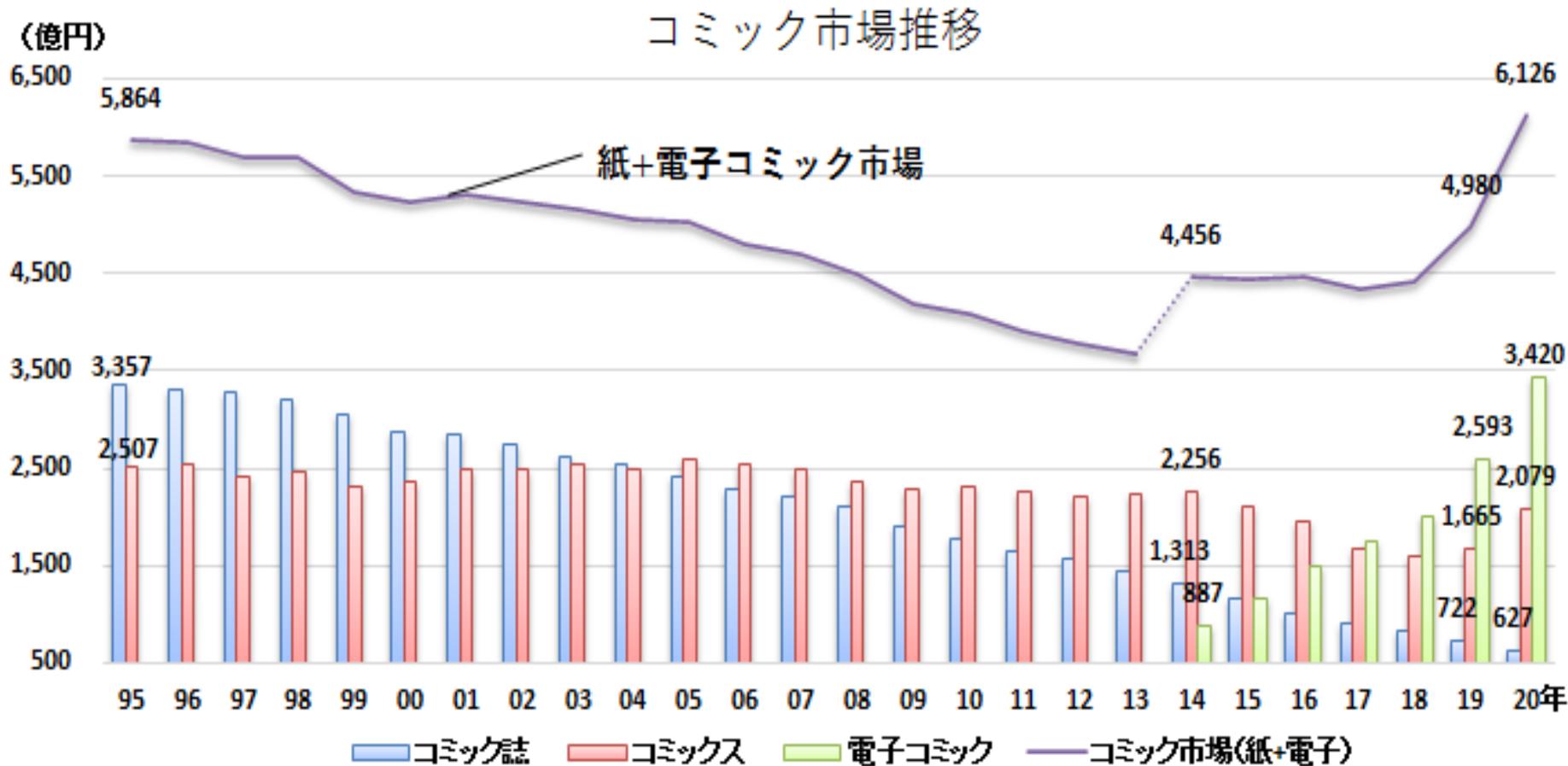
コミック販売額 (取次レート)

コミック推定販売金額

(億円)



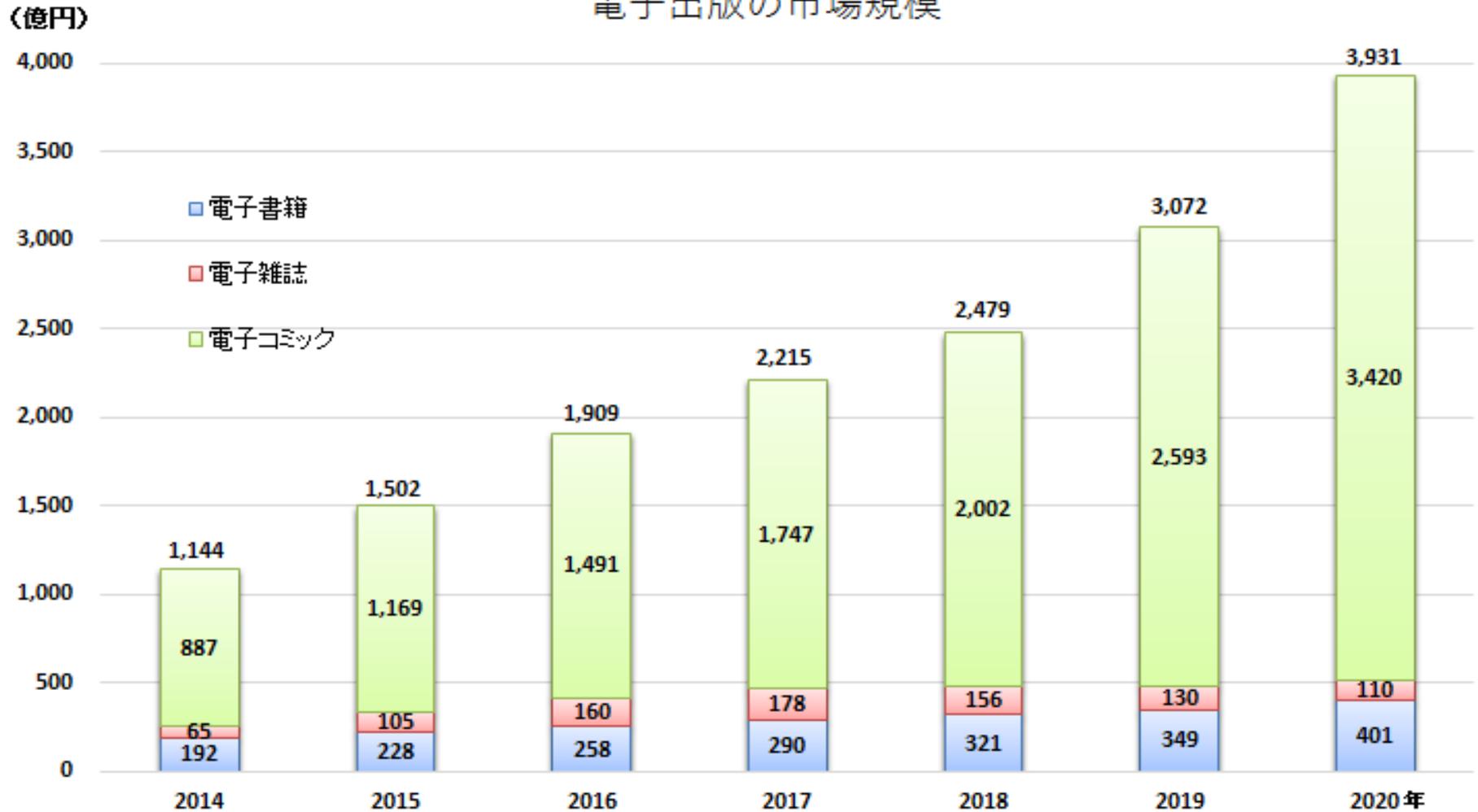
コミックは減っていない？



※出版科学研究所のHPより <https://shuppankagaku.com/statistics/comic/>

電子出版の状況

電子出版の市場規模

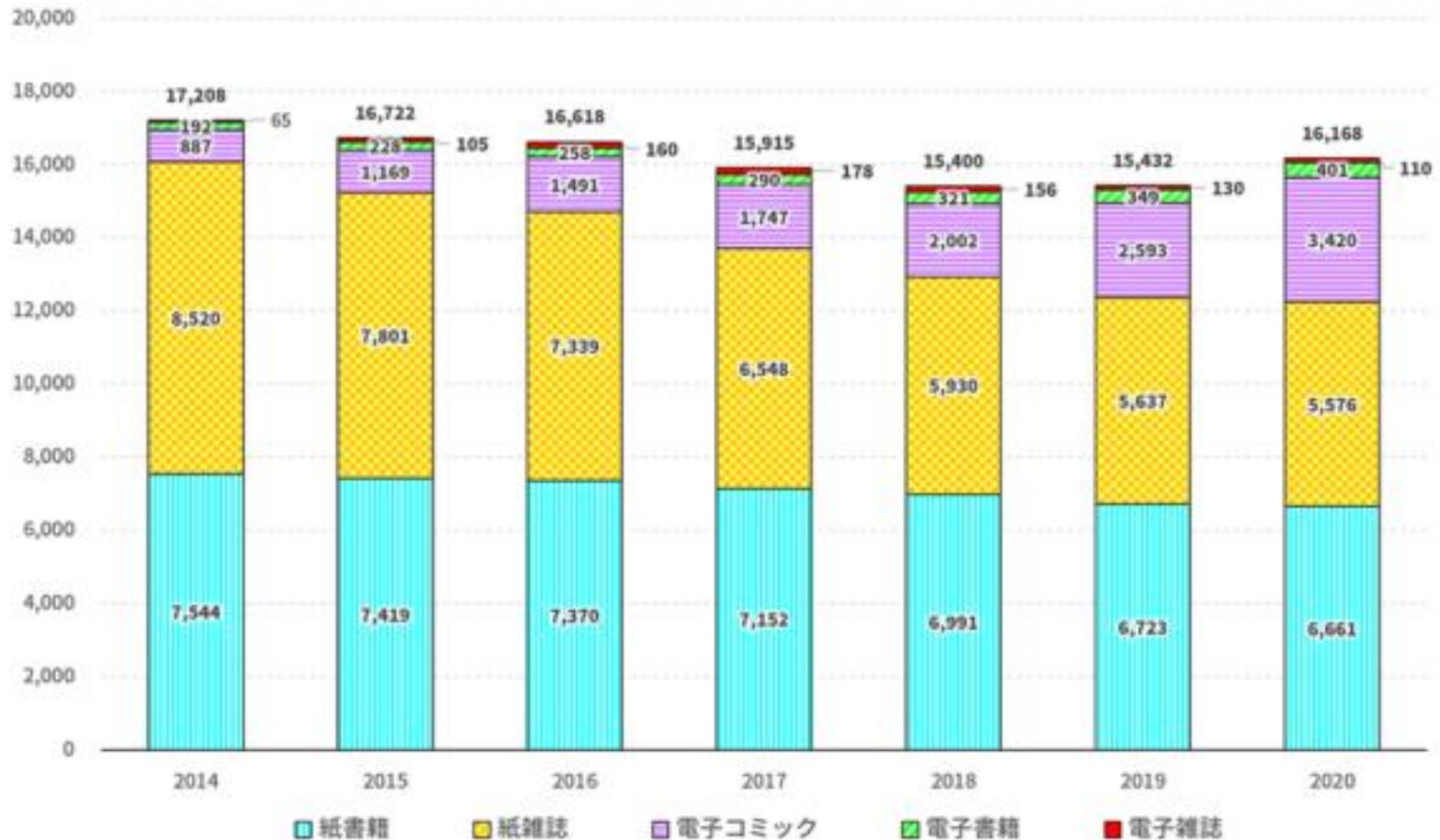


(注) コミック雑誌は電子コミックに含む

電子出版の状況

紙 + 電子出版市場推移

出典：出版科学研究所



※出版科学研究所のHPより <https://shuppankagaku.com/statistics/ebook/>

公共図書館の電子書籍の導入状況

- ・ 図書館を有する自治体における電子図書館（電子書籍貸出サービス）導入比率は6.8%となっています。

電子図書館（電子図書館サービス）を実施している自治体

94自治体

図書館を設置している自治体（1385） +
図書館は設置していないが電子図書館サービスを実施している自治体
（1）

1,386自治体

=6.8%

2020年4月

※「電流協、電子図書館を導入している公共図書館情報を更新」2020年5月より
https://aebs.or.jp/pdf/E-library_introduction_press_release20200401.pdf

公共図書館の電子書籍の導入状況 2022年1月

コロナ禍で全国自治体の電子図書館サービス導入数が大幅に増加。全国の272自治体（15.2%）で電子図書館サービスを導入（2022年1月1日現在）。

・（一社）電子出版制作・流通協議会（以下、電流協）では、2018年より、公共図書館の電子図書館（電子書籍貸出サービス）（以下、電子図書館サービス）数を、電流協電子図書館・コンテンツ教育利用部会にて集計し公表しています。

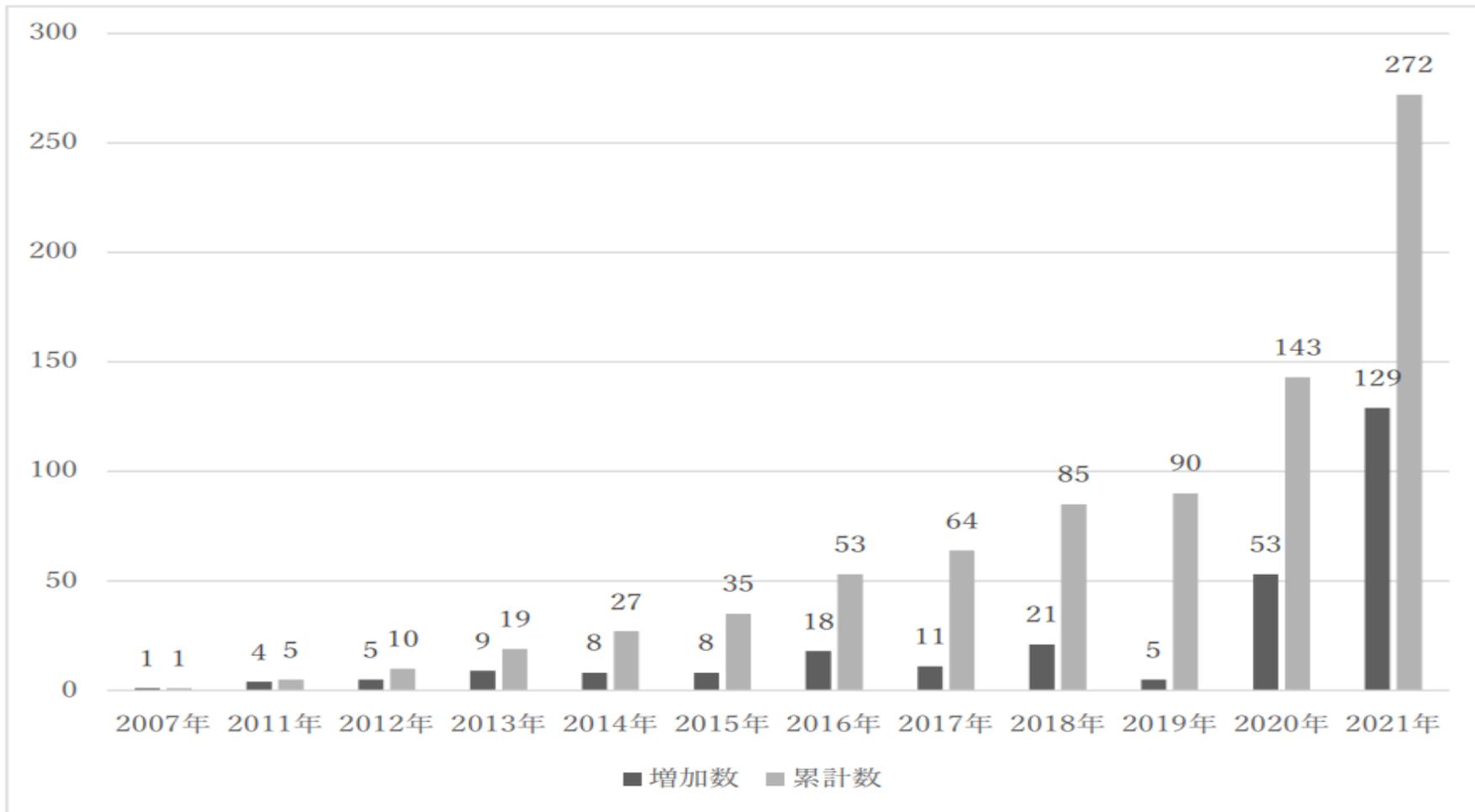
・2022年1月1日現在の集計は、電子図書館サービスを導入している自治体は272自治体、電子図書館数265館※1となり、前年（2021年1月1日）の143自治体139電子図書館からから大幅な増加となりました。

・電子図書館サービスを実施している自治体の比率は全自治体数1,788（都道府県・政令市・東京都特別区・市町村合計）と比較すると15.2%（前年比+7.2%）となりました。

・日本図書館協議会が公表している図書館（施設）数3,306館※2（2020年）に対する、電子図書館サービスを実施している自治体の図書館数は917館となり、27.7%の普及率となっています。

公共図書館の電子書籍の導入状況の推移

■ 電子図書館サービスの年別増加数（年増加数・累計数）（2007年～2021年）

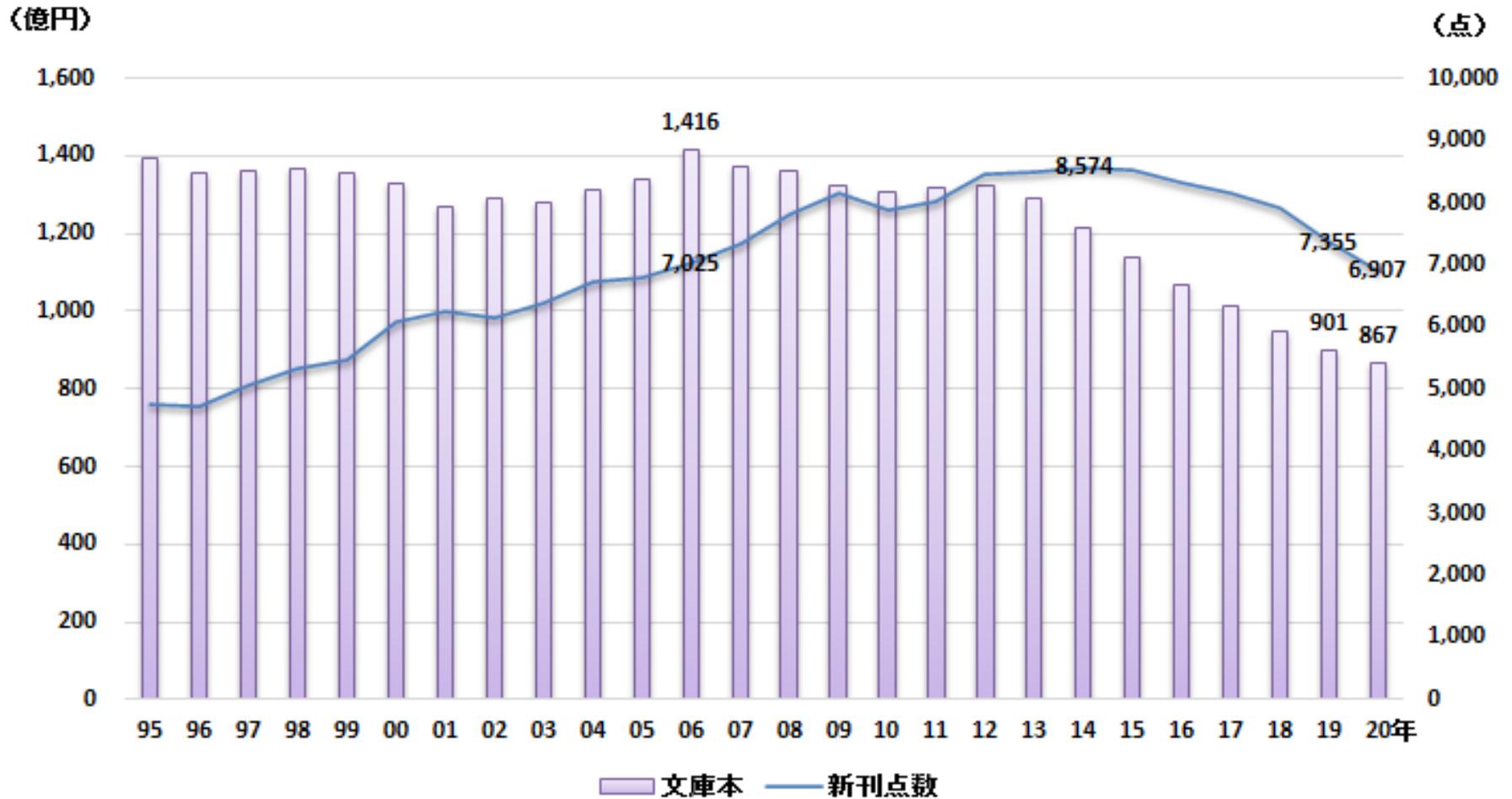


※「電流協、電子図書館を導入している公共図書館情報を更新」2022年1月より
https://aebs.or.jp/pdf/E-library_introduction_press_release20220101.pdf

文庫本も減っている

出版科学研究所のHPより

文庫本推定販売金額

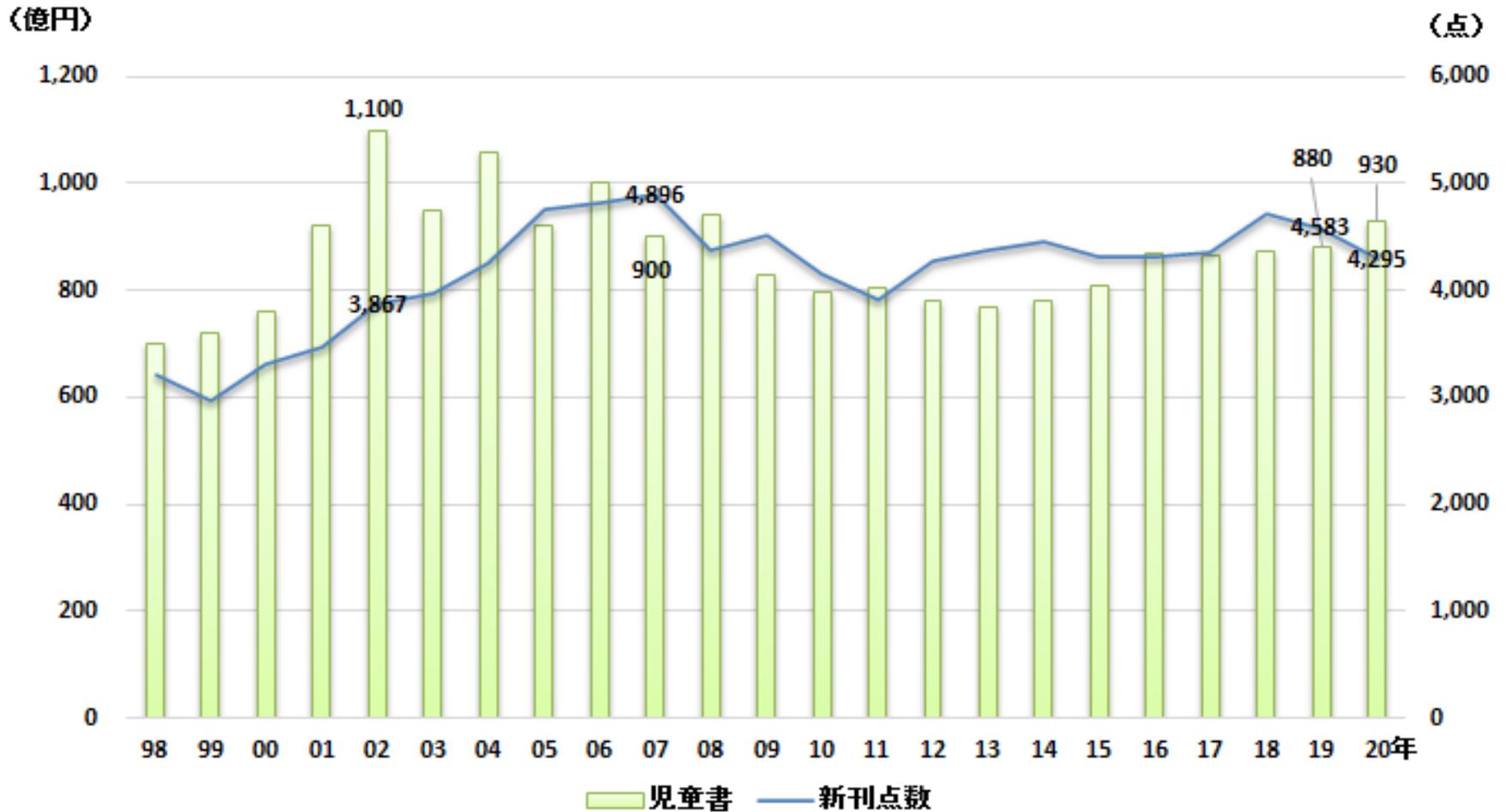


※出版科学研究所のHPより <https://shuppankagaku.com/statistics/paperback/>

児童書は横ばい

出版科学研究所のHPより

児童書推定販売金額



雑誌の休刊相次ぐ

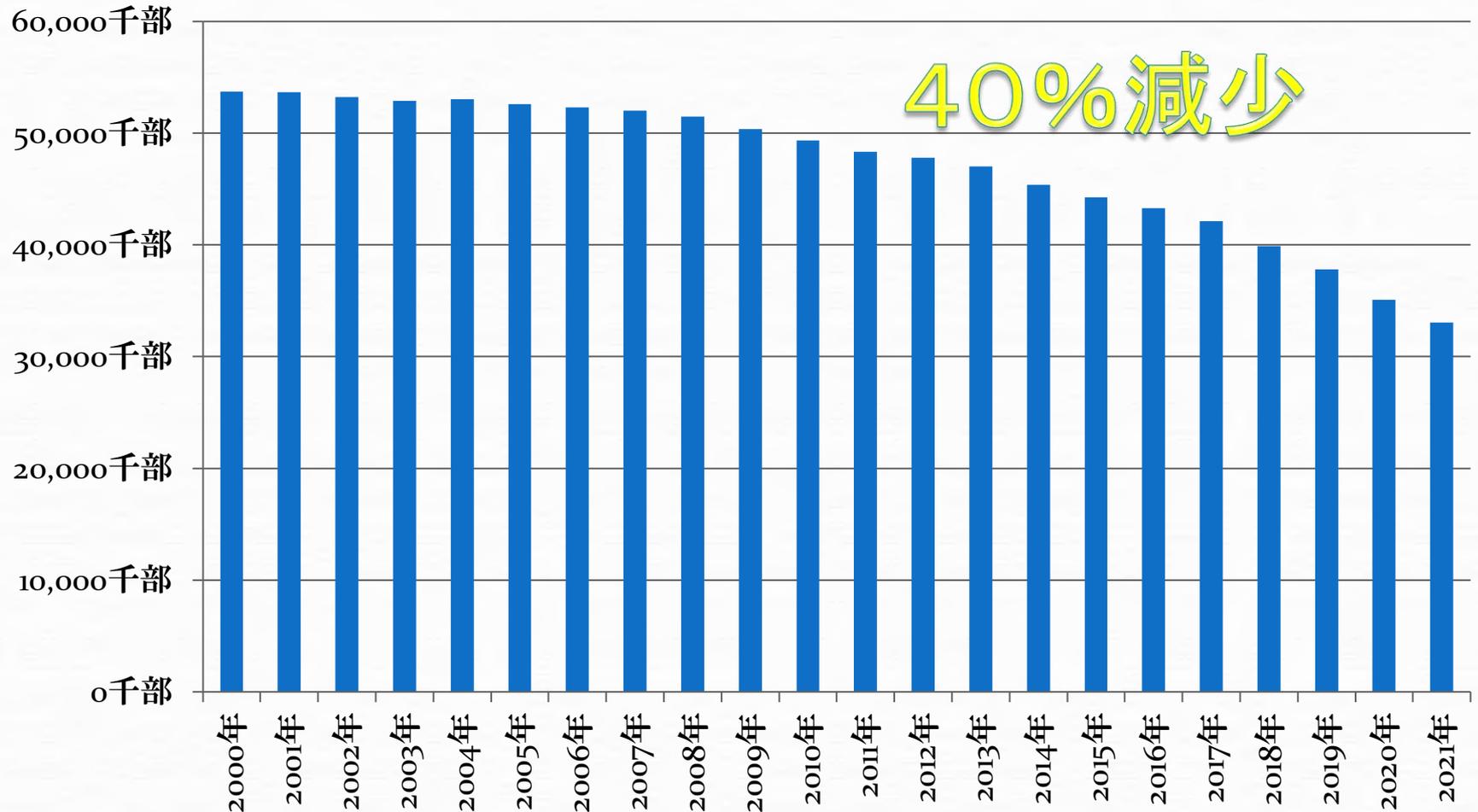
- 「歴史読本」が2015年秋号で59年の歴史に幕
- 「WHAT'S IN?」2016年3月で休刊
- 「子育てEdu!」2016年2月で休刊
- 「週刊将棋」は2016年3月30日号で休刊
- 「COMO」2017年5月で休刊
- 「日経コミュニケーション」2017年6月で休刊
- 「ダンスファン」2017年10月で休刊
- 「新ハイキング」2017年11月で休刊
- 「横浜ウォーカー」2017年12月で休刊
- 「おひさま」2018年1月で休刊
- 「スキージャーナル」2018年1月で休刊
- 「剣道日本」2018年1月で休刊
- 「卓球レポート」2018年3月で休刊
- 「saita」2018年7月で休刊
- 「小説現代」2018年9月で休刊
- 「ナース専科」2018年11月で休刊
- 「アサヒカメラ」2020年6月で休刊
- 「ミセス」2020年11月で休刊
- 「日経ホームビルダー」2021年3月で休刊
- 「日経メディカル」2021年4月で休刊
- 「日本カメラ」2021年4月で休刊
- 「週刊 パーゴルフ」2021年6月で休刊
- 「マリンダイビング」は2021年7月で休刊
- 「haru_mi (ハルミ)」2021年9月で休刊
- 「特選街」2021年10月で休刊
- 「磯釣りスペシャル」2022年1月で休刊
- 「おかずのクッキング」2022年1月で休刊



新聞発行部数の推移

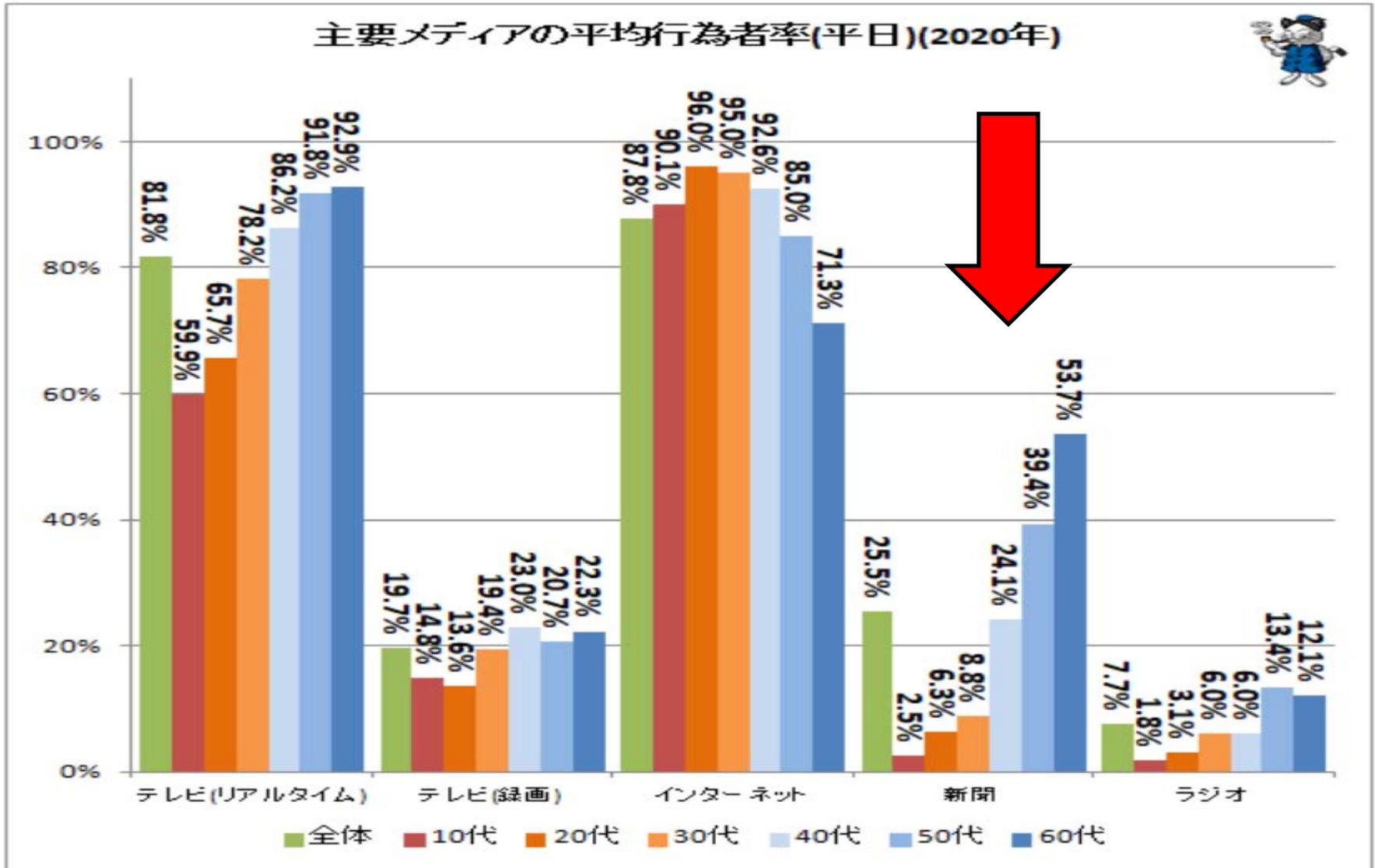
日本新聞協会発表より

発行部数



メディアの利用状況

ガベージニュースより

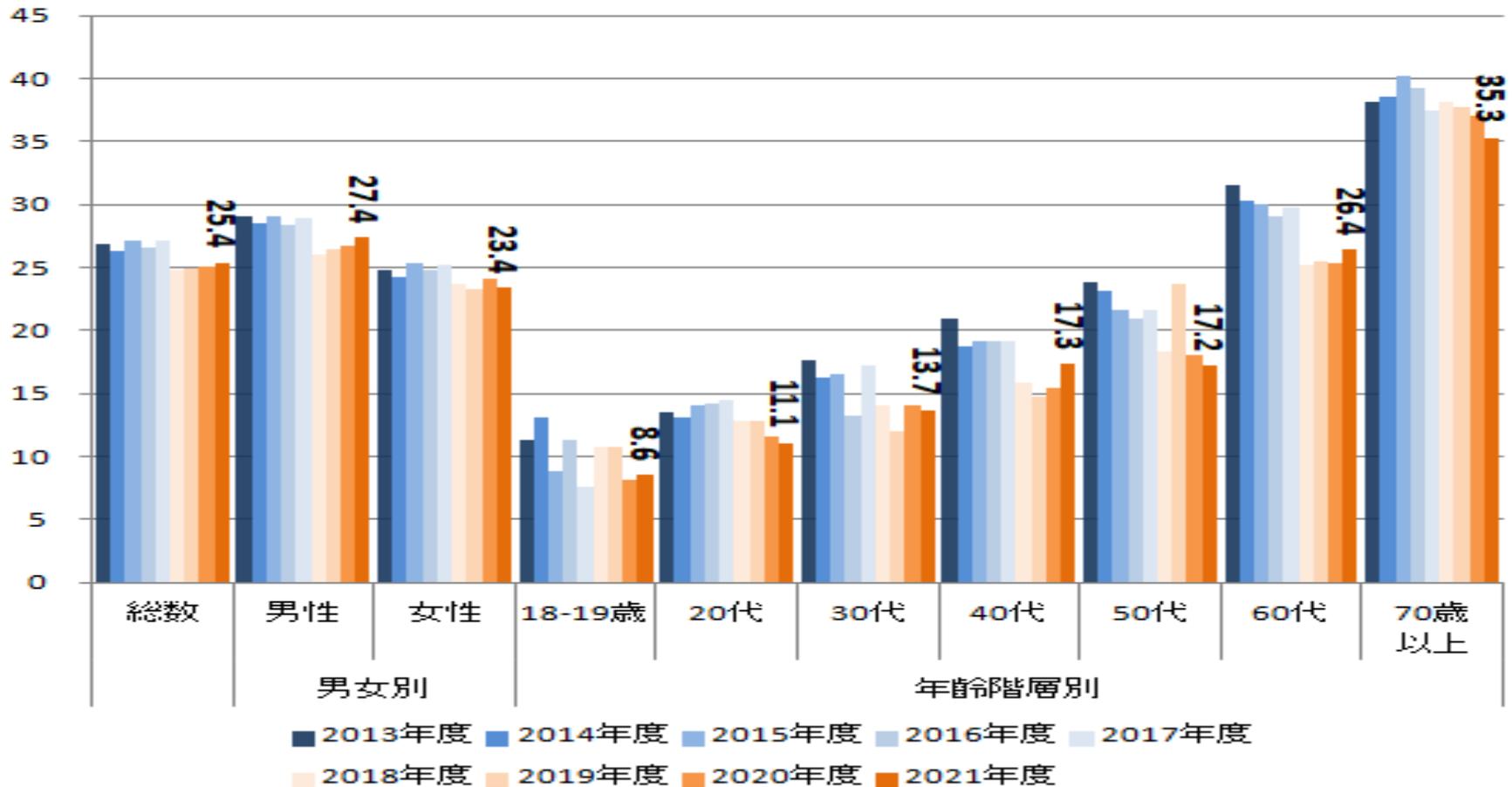


※ガベージニュース2021年9月21日より <http://www.garbage-news.net/archives/2153474.html>

新聞を読む時間は？

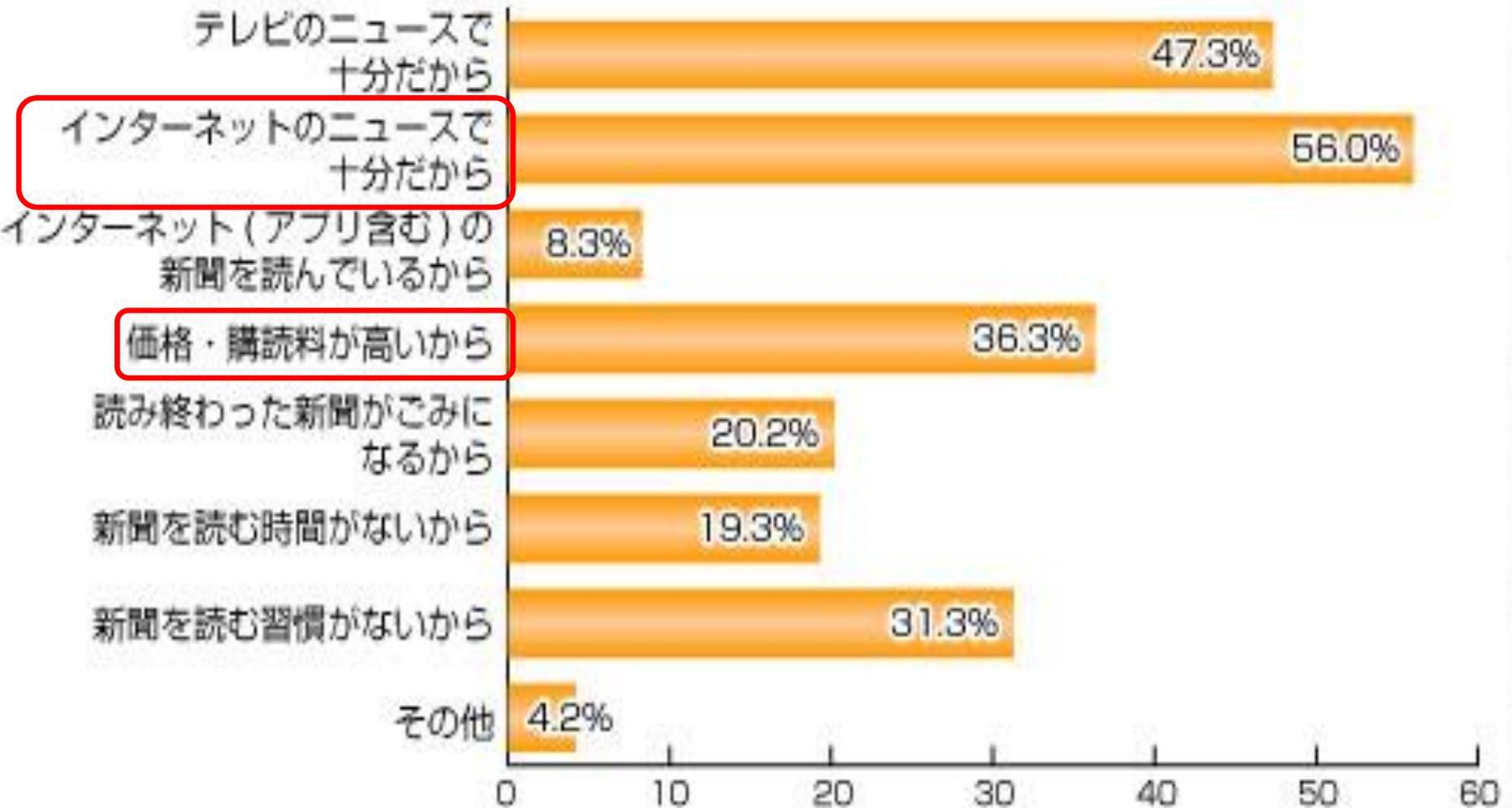


新聞の一日の平均閲読時間 (新聞を読む人限定、属性別、分)



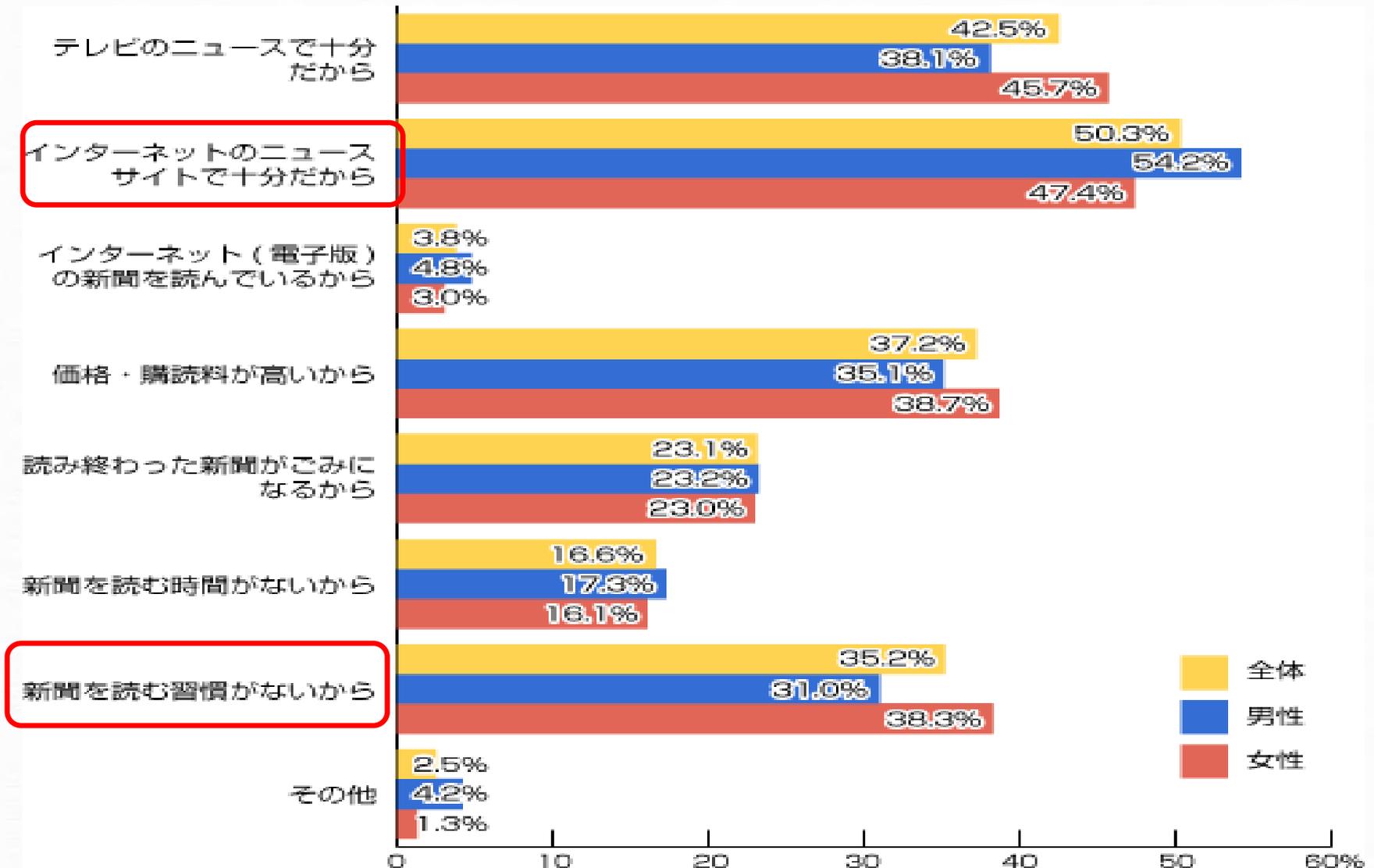
※ガベージニュース2021年12月28日より <http://www.garbagenews.net/archives/2238067.html>

新聞を読まない理由 2011



新聞を読まない理由 2013

インク2013の調査より



※ITmedia2013年10月16日より <https://www.itmedia.co.jp/makoto/articles/1310/16/news097.html>

2年後には読まれる時間が35%低下？世界中で進行中の新聞離れ

新聞を読む時間の平均は、2010年から2014年までで25%以上、世界的に減少しています。2014年には一日平均16.3分と、2010年の一日平均21.8分にくらべて25.6%下回る結果に。

「Suzie」2015.07.08 の記事より

A photograph of a paved path winding through a dense grove of cherry blossom trees in full bloom. The trees are covered in light pink blossoms, creating a canopy over the path. The path is flanked by green grass. The overall scene is bright and scenic.

ご清聴ありがとうございました